

南詔官制の史的考察

藤 沢 義 美

A Historical Study of the *Nan-chao* Government Organization

YOSHIMI FUJISAWA

序 言

本稿は拙稿「南詔国の史的的研究」における後編「南詔国の政治・経済・文化の研究」の第1章「南詔国の政治史的考察」の第3節に当るものであって、本研究年報の前巻（第20巻）に発表した「南詔国の支配階層について」の続編を成すものであるから、この両編は互いに表裏の関係にあり、したがって、前編においてすでに考証や考察を加えた史料や表に依拠しつつ論考を進めることとする。（以下前編「南詔国の支配階層について」は「前編」と略記する）

本論考の目標は、南詔国の史的究明への一連の研究たる拙稿「南詔国の史的的研究」の1部を成すものであるから、その最終目標が南詔国の史的解明にあることは言うまでもないが、本稿における当面の課題は次の3点である。

第1には、前編において、南詔国の支配階層の部族的構成と、その種族別構成に関する基本的構造の大勢を究明したが、本稿では、更にこれを進めて、南詔国内の支配階層を構成していたと認められる諸姓有力部族について、その史的動向をさぐり、これによって、南詔王権と諸姓有力部族勢力の対応関係とその変遷、諸姓有力部族における相互の対立関係とその史的消長南詔王国の盛衰等を探究しようとするものであり、いわば、南詔国の政治史的・社会史的考察への手懸りとしての1研究である。このような考察を試みる場合、断片的かつ稀少な史料の上から、これら諸姓有力部族の南詔国内における支配階層としての史的動向や消長をさぐる好箇な手懸りは、諸姓有力部族出身者が高官として在官していた官職名である。南詔国は古代専制王国として、王権を中心に中央集権的政治が行なわれたが、王権の行使と集権的国家支配のためには、多分に唐制を模倣したとみられる支配機構～すなわち官制が一応整備されていたのであり、それぞれの官職が定められていて、その高官職の大部分は諸姓有力部族出身者、おそらくは、それぞれの部族長や族長によって占められていたことが推察されるのである。

したがって、第2の課題は、南詔官制～特に中央官制の組織と機能について考察し、更にそれぞれの重要官職について、その職能及び王権支配機構上に占める地位と重要性とを理解しなければならない。要するに、それぞれの占めていた高官職名を手懸りに、諸姓有力部族の史的動向を探ぐるためには、必然的に南詔官制の考察が要請されてくるのであるが、この場合、たんに中央官制の組織と機能に関する考察だけではなく、これと関連して、南詔官制の成立や改編についての史的考察も重要であることは言うまでもない。

第3には、かような史的考察を加えることによって、そこに、南詔文化の史的研究成果をも期待し得るのである。言うまでもなく、官制はその国家が形成した一文化であり、かつ、その国家の性格や特色を示すものであるから、南詔官制を考察することは、南詔文化の固有性や特

色とともに、外来文化の摂取消化の実体を知る上での有力な手懸りが得られるものと思われるのである。

本論考は、以上のような観点に立つ南詔官制への一考察であるから、あえて、表題には「南詔官制の史的考察」と掲げたのであって、本稿では、決して、南詔官制に対する制度史的又は官制史的研究を目途にしたものではないことを断わっておかねばならない。もともと、本稿を含む「南詔国の政治史的考察」の1編は、政治史的考察を加えることによって、南詔王国の正体を把握究明するものであり、この成果から、南詔の民族系統問題や南詔文化の系統問題の解明に寄与し、更には、近年新中国の史学界において問題提起され、さかんに論争が展開されつつある南詔・大理両国の“社会性質の問題”、すなわち南詔国が古代奴隸制国家であったか、それとも封建国家であったか等の問題解決に対し、幾分なりとも資するための一実証的研究なのである。

ところで、史料も少なく、研究も未開拓な南詔史研究において、南詔官制だけは早くから着目されており、フランス人やイギリス人によって西歐史学界にも紹介されたが、仏人ラクーペリー著「支那語以前のシナの言語」¹⁾の中で、南詔の官名がいくつか拾われているのが最初である。

わが国においても、すでに明治35年、太田保一郎氏が南詔の官制に着目してこれを取り上げこれにみられる唐官制の影響が顕著であることと、南詔国盛の強大であった1原因として、その官制が実際運営上よく組織されていたことを指摘しているが²⁾、単なる形式的考察に終わっている嫌いがある。又戦前に、郡司喜一氏は、その著「タイ国固有行政の研究」において、タイ国の制度の中で、南詔国の制度の系譜を認めることが出来るとし、特に、土地制度の面と官名がタイ語に通じていることを述べているが³⁾、その所論の大部分は、英人パーカー氏の論文⁴⁾や前島信次氏の紹介文⁵⁾によっているものらしく、タイ国の前身が南詔国であるとするパーカー氏の見解を前提として、その所論を進めているに過ぎない。この中には「南詔国法制の概要」なる1項があって、南詔官制の概観的説明と新唐書南蛮伝上にみえる官名をタイ語におきかえているが、これは、広東語の中国人を使用してタイ国で訳させたものであって、その非学問的方法是まことにおそれ入るのほかはない。

したがって、どき最近に至るまで、わが国においても、南詔国の官制に関する研究はほとんどみるべきものがなかったが、このことは欧米の史学界においても同様であり、管見の及ぶところでは、中国側の史学界においても見当らない。したがって、近年発表された牧野修二氏の論文は、南詔官制に関するはじめての1研究と言うことが出来る⁶⁾。氏の論考は、南詔国の中央官制について、特に重要官職の職能と相互の関係や中央政府の組織と命令系統を考察した労作であり、この中には、いくつかの示唆に富む見解が述べられている。

本稿は前述の如き観点と必要性から、南詔の中央官制を中心に史的考察を加えたものであるから、論考内容や論点に、期せずして牧野氏論文と重複するところもあるが、もともと本論考

1) Terrien de Lacouperie; Les Langues de la Chine avant les Chinois, Paris, 1888

2) 南詔王国の制度と唐との関係, 国学院雑誌 8巻7号

3) 第12章 固有官吏階級とサック・ディ・ナー制度, 第1項 タイ国の制度と南詔国の制度

4) E. H. Parker; The Old Thai or Shan Empire of Western Yunnan, China Review, vol. XX, 1892~93

5) 南詔の文化, 日本タイ協会会報 28号

6) 南詔の官制—中央官制を中心として—, 愛媛大学紀要, 第1部人文科学, 第6巻第1号

は、拙稿「南詔国の史的考察」の1部として、前々から用意されていたものであり、したがって、本論考における観点や考察方法及び史料の取り扱い等は、全く独自のものであることを附言しておかねばならない。

I 南詔官制の資料

(1) 南詔官制の史料

まず、南詔の官制については、新唐書巻222上南蛮伝（以下「唐書南蛮伝上」と略記）と蛮書巻9南蛮条教とに通りの記載があって、その大要を知ることが出来るけれども、この両者には、互いに史料内容の面で出入があり、特に、唐書の方は記載方法がきわめて簡約であるために、理解困難な箇所が多い。したがって、南詔官制を知るためには、基本史料たるこの両者を比較校合するだけでなく、出来るだけ直接間接に南詔官制を物語る史料を蒐集し、これを援用ないし活用することが必要である。

ところが、唐書南蛮伝上と蛮書巻9以外の関係史書には、管見の及ぶところでは、南詔官制そのものについて説明する記事は、ほとんど見当たらないのである。そこで、南詔官制を知る上で重要な手懸りを提供するものは、関係諸史料に散見する重臣の官職名である。したがって、前編において、「南詔歴代重臣表」と「閣羅鳳代重臣表」を作製するために用いた諸史料は、本稿における南詔官制の考察上でも重要性を持つものである。

南詔国の重臣名が、その在官官職名とともに出て来るとされるものは、中国側の史料系統として、唐会要巻99南詔蛮、旧唐書巻197南詔蛮伝をはじめ、蛮書、唐書南蛮伝、資治通鑑唐紀、太平御覽巻789南蛮5所引の南夷志、冊府元龜外臣部が基本的な史書である。しかし、このほかの諸史書類、詩文書類にも散見するのであって、なお未見のものもあると思われるが、今までに蒐集し得たものは、次の諸史料である。

- ㉠ 白氏長慶集巻40所収の「与南詔清平官書」の中に、「勅南詔清平官段諾突・李附覽・龔何棟・尹輔首・段谷普・李異傍・鄭蛮利・段史倚至、知異牟尋喪逝、朕以義重君臣、情深軫悼。云々。」とあり、これは、南詔6代異牟尋の死を唐朝に伝えた時の勅であって、異牟尋の死は、唐会要巻99南詔蛮条に「〔元和〕三年十一月¹⁾、以南詔異牟尋卒、廢朝三日。辛未、以諫議大夫段平仲兼御史中丞、持節充冊立南詔及弔祭使、仍命鑄元和冊南詔印、司封員外郎李逢吉副之。」とあるから、唐憲宗元和3年(808)のことである。
- ㉡ 文苑英華巻470所収「封赦 与南詔清平官書」にも、「勅段琮傍・段魯琮・独揀・楊遷・趙文奇・蒙善政・李守約等、…中略…父及弟末等二十七人、自太和三年没落在彼、未蒙追索。詳其語旨、切在感傷。朕思骨肉之情、人倫所極。…中略…今与豊祐書中、具言其事。云々。」とみえ、これは、南詔10代豊祐が唐の文宗太和3年(829)、王嵯巔を遣わして蜀の成都を攻掠せしめた時の封赦であることは、文面からみて明らかである。
- ㉢ 唐崔致遠撰の崔致遠桂苑筆耕集(四部叢刊本)巻2所収の「謝示南蛮通和事宜表」にも又「臣某言、…中略…二月二十六日、宜慰使供奉官李從孟至、伏奉勅旨…中略…『入鶴拓(南詔の別称)使胄嗣王龜年、閤門使劉光裕等廻、得驃信(南詔王の自称)表並国信、兼布變揚奇肱与西川節度使書、皆備述情誠無不順命。其表及書白並答信物数、並令録往。此事首末、自卿良謀者。』遠降王言、云々。」とある。この楊奇肱については、唐書南蛮伝

1) 旧唐書南詔蛮伝及び憲宗本紀には元和3年12月としている。

中に「〔中和〕二年，又遣布燮楊奇肱來迎，云々。」とあり，又，通鑑卷255 僖宗中和3年7月条にも，「南詔遣布燮楊奇肱，來迎公主。詔陳敬瑄與書，辭以鑾輿巡幸，儀物未備，俟還京邑，然後出降。奇肱不從，直前至成都。」とあって，南詔12代隆舜が，唐室より安化長公主を迎えた唐の僖宗中和3年（883）における遣唐使であったことが知られる。

以上の3史料は，皆唐代勅書にみえるものであるから，その史料価値が第1等史料であるばかりでなく，年代も明らかである上に，それぞれの1時点における南詔国の清平官が列記されているから，それぞれの年代における清平官の在官員数や諸姓有力部族の動向を探る上で，南詔徳化碑及び同碑陰銘や蛮書卷10貞元10年の記事とともに，きわめて得がたい好箇の史料と言わねばならない。㊦の史料には楊奇肱だけではあるが，これも，この2～3年前使者として入唐し，高駢の上言により謀殺された宰相趙隆眉・楊奇混・段義宗（唐書南蛮伝中）や，僖宗乾符4年（877）における南詔の遣唐使者清平官魯望趙宗政（唐書南蛮伝中・通鑑卷253），陀西段瑳宝（唐會要南詔蛮・唐書南蛮伝中・通鑑卷253），陀西孫慶（唐書南蛮伝中）とともに，南詔12代隆舜初年頃の考察に重要な史料を提供するものである。

㊦ 宋孫光憲撰の北夢瑣言卷11中の「高太尉駢請留蛮宰相事」に「唐南蛮侵軼西川，苦無亭障，自咸通已後，劍南苦之。…中略…乃許降公主。蛮王以連姻大國，喜幸逾常。因命宰相趙隆眉・楊奇混・段義宗來朝行在，且迎公主。云々。」¹⁾とある。

なお，南詔国は，其の後，王朝が交替して鄭氏の大長和国，趙氏の大天興国，楊氏の大義寧国を経て，宋代に大理国，後理国と国号は変るが，これらは事実上南詔国の後身であり，官制の大要も継承されたものとみなされるから，南詔官制の史的考察においては，大理国時代までの史料を通観する必要がある。しかしながら，五代や宋代の雲南関係史書は，唐代に比較すると大変少なく，今まで見得たものは次のようなものである。

㊧ 五代会要卷30南詔蛮後唐天成2年（927）条の原註に，「統有軫牒，称都督爽大長和国宰相布燮等，上大唐皇帝舅奏疏一封，自鶴（鶴）拓歷至幾美白崖爽等，又入弄棟演習白鸚鵡召膳裔爽等，…中略…有詔体後，有督爽陀西忍爽王宝・督爽弥勒（勤？）忍爽董德義・督爽長垣緯（坦綽）忍爽楊布燮等所署，云々。」とあり，大長和国3代鄭隆亶の時の史料で，当時の官名を知る上での貴重な史料である。これは武英殿聚珍版本によったが，この原註記事は大変読みにくいもので，誤字が多く，これに，国学基本叢書本の記事と冊府元龜卷980 外臣部天成2年4月条に引かれている記事とを互いに校合したものである。冊府元龜の所引文は誤字と脱字が一層多い。

㊨ 後蜀何光遠撰の鑒誠録（叢書集成本）の卷6は「布燮朝」と題し，「南蛮所都之地，号曰長和国，呼宰相為布燮。王蜀後主乾徳中，南蛮選布燮段義宗・判官贊衛姚岑等為使入蜀云々。」とある。ここにみえる段義宗は，もし誤字でなければ，前述の段義宗に相違なくこの記事は，時代の前後が交錯しているらしい。

㊩ 撰人不詳の玉溪編事（叢書集成本）の「震旦」条には，「南詔以十二月十六日謂之星回節日，遊于避風台，命清平官賦詩。驛信詩曰，…中略…清平官趙叔達曰，下令俚柔洽（冷？），獻琛弄棟（棟）來（求？）。其国〔人〕謂天下（子？）為震旦，詞臣為清平官，謂朕曰元，卿曰昶，百姓俚柔也。」とあり，これは古今圖書集成職方典卷1516にも所収され

1) 叢書集成本に1960年中華書局刊の中国文学参考資料叢書本を校合す。

ているもので、これと校合してみたのであるが、撰者もその年代も知られていない。しかし、この文面から判断すると、おそらく、南詔末頃のことを記したものと思われる。

⑩ 元李京撰の雲南志略の総序中には、「唐太和二年，蛮有学書子弟在成都者，尽得蜀之虚実，遣清平官蒙茸顛，大举入寇取邛・戎・雋三州，遂入成都，掠子女百工数万人南帰。在位三十六年，子世隆立。始僭称帝号，改元建極，遣清平官董成入朝于唐，受敵国礼而還。」と言い、又、「〔段〕思平蒙氏清平官忠国六世孫布燮保隆之子，云々。」とある。

⑪ 宋史卷488大理国伝には「（政和六年）遣進奉使天駟爽・彦貴李・紫琮，副使坦綿李伯祥来，云々。」とあるだけであるが、北宋徽宗政和6年（1116）は後理国初代段和誉の時に、紫琮はその長子であった。

次に、南詔・大理国側の史料であるが、これには1書を成す史書の類は現存していない。南詔時代に書かれたと思われる「白古記」は、記古滇説や南詔野史類に引用されているから、明代までは伝わっていたらしいが、その後散逸したらしい。したがって、現在に伝わるものは、金石萃編や雲南通志類に所収されている碑文及び鐘銘等のほかに、最近発見された剣川の石幢寺や沙登村の題字・刻石文等と南詔図巻位のものである。これらの中で、南詔官制に関係するものを挙げれば、第1に南詔徳化碑文及び同碑陰銘があり、これは南詔官制制定当時の絶好の史料であることは、すでに前編において、その史料価値や建碑事情と年代等について、吟味検討を加えて詳述したところであるから、ここには再説しない。このほかでは、次のような史料が見られる。

⑫ 南詔末に書かれ、その内容が「白古記」によったものとみられる南詔図巻には¹⁾、「中興二年三月十四日，信博士内常士魯望忍爽臣張順，巍山主掌内書金券贊衛理昌忍爽臣王奉宗等謹，文武皇帝聖真，侍内官慕爽長贊術（衛）丘雙賜姓楊。」とあり、中興は南詔末帝（13代）舜化の年号で、唐の昭宗光化2年（899）に当り、文武皇帝聖真は、次の大長和国初代鄭買嗣のことであろう。

⑬ 金石萃編卷160大理条に所収の「石城碑」には、「明政三年歳次辛未宣諭臨奉承，云々」と前書きして

三軍都統 皇叔布燮段子珍

都監三軍礼楽爽長附馬布燮段彦貞彦貴（李？）字覽揚連永揚永彦²⁾

侍内官久贊段子惠李善（1字欠？）

督爽王清志

貼侍内官贊術揚定存

（理）摸陀遁（酋）揚定福

施捫（陀西）遠永智蘇晟興

と言う銘がみられる。明政3年は大理国5代段素順の時に、北宋太祖開宝5年（972）³⁾に当るから、大理国前半期のもので、これは、曲靖府城の北20支里の石城に建てられた

1) この図巻中に「按張氏国史云，云々。」とある「張氏国史」は「白古記」であるに相違ない。「白古記」と南詔図巻の成立年代，史料批判については別稿にゆずる。

2) 文中の「字覽」は「字覽」か不明だが、多分大

理国代の官職名であろう。その前1欠字は「李」とみなされ、前出の彦貴李と同1人と思うが、手許の版本だけでは、いまにわかに推断しがたい。

3) 金石萃編において王昶は開宝4年に比定している。今胡本南詔野史による。

「三十七蛮部会盟碑」である。

- ㊦ 同じく、金石萃編卷160大理条の「地藏寺梵字塔幢」（雲南府）の銘にも、その前書きに

大理国仏弟子口事布_〇變 敬造仏頂尊勝_〇班_〇幢記

皇都大仏頂寺都知天下四部衆洞明儒釈慈口大師段進全述

とあって、銘文中には「高明生則大_〇将_〇軍」とみえる。これはおそらく後理国時代のものであろう。

最後に、元の張道宗撰の記古滇説は、「白古記」のほかに、大理の白人によって書かれた史伝によつたらしい形跡がみられるが、伝承的史伝が多いほかに、記述が大分粗雑であるから、そのままは利用困難で、今後の史料批判と校合に俟たねばならない。南詔野史類の記事は、中国側の史料と南詔・大理側の史料とを巧みに併記したものとみられるから、もちろん、使用の際には史料吟味と校合の必要はあるが、しかし、この中には、南詔・大理側に伝わる諸史料を含んでいる点を注目すべきであり、一概に斥すべきものではない。胡本南詔野史は、いわばこれの完成本である。ただし、この史書の最大の欠陥は蛮書を参考引用していないことで、このことは、四庫全書史部載記類提要（武英殿聚珍板原本の初頁所収）に、「蓋宋時甚重其書，而自明以來，流傳遂絕，雖以博雅如楊慎，亦稱綽所撰為有錄無書。」と言っていることからも知られる。ただし、大理国に関する南詔野史の記事は、南詔国のそれに較べて、より一層の信憑性があるものとみなし得ると思う。いま、胡本南詔野史（以下たんに「野史」と言う場合はこれを指す）巻上の大理国・大中国・後理国条から関係史料を拾ってみると、次のようである¹⁾。

㊦（廉義代）…清平官高昇泰云々。

（寿輝代）…以高智昇為布_〇變，為鄴闡侯。

（高昇泰代）…高智昇…中略…任為清平官兼九_〇爽之事。

（智祥代）…以光日為演習。云々。

最後に、清の馮甦撰の滇攷と、同じく倪蜕纂輯の滇雲歷年伝とについてであるが、滇攷（雲南備微志所収上下2巻）は、古代から明代までの雲南史を、主なる事項別に相当詳しく考究した論集であって、このうち、上巻の17～27までの11論文が南詔関係のものであるが、その引用せる史料系統は、胡本南詔野史を土台とし、それに、更に通鑑等を中心にした中国側の史料を一層詳しく引いて、紀年体に書いたものであり、雲南通志等も参照しているらしい。歴年伝の方は、一種の年表形式に雲南通史を書いたものであるが、その史料系統は、野史と滇攷に多く拠っており、これに、大理府志等や正史等の中国側史書も加えて按文を添書したものである。

したがって、両者とも、南詔史研究上一見すべき参考資料ではあるが、特に、この中から新史料を期待することはむずかしい。むしろ、雲南通志類にはさすがに雲南地方史関係の諸資料を蒐取し、これに按文を加えているから、有要な資料集である。もっとも、その大部分は元代以後の郷土資料であって、唐代関係のものは少ないが、それでも、元明代のものでも、南詔・大理史研究の資料として有用なものが少なくない。

1) 野史上の大長和国条に「趙善政…中略…及任鄭氏為清平官，云々」とみえる。

(2) 南詔歴代重臣表

前に述べたように、南詔官制の直接史料は極めて限られているために、いわば間接史料として、史書類に出て来る重臣の官職名を活用する方法をとるのであるが、これらの断片的史料は個々ばらばらのままでは、余り研究資料としての意義をもたないものである。しかし、少数のしかも断片的な史料でも、これを南詔王代別、姓別に官職名を表示してみると、南詔官制の構成や官職名及び官制の史的変遷等を考察する上に、貴重な資料を提供していることが知られるのである。又、この表示から、南詔配下の諸姓有力部族の史的動向を探ぐる手懸りを得ることが出来るのであって、本表は、南詔官制の史的考察上に重要不可欠の資料である。したがって考察に入るに先だて、次に掲げることとする。

本表の基礎的史料は、前編に掲げた〔第1表〕「南詔歴代重臣表」によったものである。したがって、前掲の史料以外は、皆前編において史料吟味を加えてあるから、ここには再述しない。ただし、異牟尋代の「李鳳嵐」と「李負監」は、向達の見解にしたがい、同1人とみなして「李鳳嵐」とし、隆舜代の「段琬宝」は、唐会要南詔蛮にしたがって「段琬宝」に、又、豊祐代の「趙莫」は、前編では、唐会要南詔蛮の記事を「南詔酋望の趙莫」と解したが、更に吟味検討の結果、冊府元龜卷976により「趙酋莫」に、異牟尋代の「尹仇寛」は碑陰銘により「尹求寛」に、それぞれ訂正した。なお、豊祐・世隆両代にみえる「大軍将段宗傍」は、前掲史料⑤によって「清平官段宗傍」であることが明らかとなった。

前表へ新たに加えた重臣名は、前掲史料④からの段史倚・段谷普・段諾突・曇何棟と、同⑥からの楊遷・段酋踪・趙文奇・李守約・独東、及び同①からの王奉宗・張順の11名である。

次に前表と本表の異なる点は次の諸点である。第1に、5代閣羅鳳代は削除し、6代異牟尋代以後を表示したことである。前表の閣羅鳳代では、南詔徳化碑文の史料は利用したが、表示の技術的側面から碑陰銘のものは含めなかったため、資料としては極めて不完全なものであったことと、この王代の表示は、前編〔第2表〕の「閣羅鳳代重臣表」と言う完全に近いものがあるから、ここに改めて再録の要はないであろう。第2には、王室蒙姓の欄を新設し、王族蒙氏の高官在職の動向を対比せしめてみたこと、第3に、南詔官制の史的変遷をより一層広い視野からとらえるために、大長和国以下の3王朝代と大理国（後理国を含む）代の欄を附加したことである。これらの国々は南詔国のいわゆる後身国であって、官制も基本的には南詔のものを継承しているものとみなされるから、南詔官制の史的考察上欠くべからざる資料と思われる。ただし、これらの国々の官制史料は、南詔の場合以上に貧困であるが、ここでは、特に清平官酋望・大軍将のいわゆる中央官制の3系列のものを中心に、前掲した史料の中から表示したものである。第4点は、軍将の表示を除外したこと、新たに督爽・忍爽・陀酋・陀西を加え、更に清平官も坦綽・布燮は別々に表示したことである。異牟尋代の官制改編整備以後、軍将と言う官は認められないし、史料上でも、軍将と明記するものはほとんど見当たらないから削除することとした。

II 南詔の中央官制

(1) 清平官系の官

南詔国の中央官制については、唐書南蛮伝上の最初に一通りの記載があって、誰でも、一応はその大要を知り得るが、しかし、これは全く簡略に官名や官銜名等を列挙しただけのもので

第 1 表 南 詔 歷 代 重 臣 表

南詔王	姓 別 漢 王 室 人 蒙 系 姓	楊 姓	段 姓	趙 姓	王 姓
⑥ 異 牟 尋	◎ 鄭 回 ○ 蒙 魯 物 蒙 湊 羅 棟 蒙 細 羅 勿	○ 楊 盛 楊 伝 盛 楊 大 和 堅 楊 鏞 竜 武	○ 段 忠 義 ○ 段 盛 ○ 段 子 英 ○ 段 伽 諾 ● 段 南 羅 各 ◎ 段 史 倚 普 ◎ 段 谷 突	趙 莫 羅 眉 ● 趙 迦 寬 (同倫判官)	○ ● 王 各 苜 □ ○ 王 邱 各
⑦ 尋 閣 勸					
⑧ 勸 竜 盛		楊 定 寄			○ 王 嵯 嶺
⑨ 勸 利					◎ 王 嵯 嶺
⑩ 豐 祐	● 蒙 世 隆 ◎ 蒙 善 政	楊 定 寄 ◎ 楊 遷	○ 段 魯 遷 ◎ 段 宗 傍 ◎ 段 魯 琮	趙 竜 些 趙 魯 莫 ◎ 趙 文 奇	◎ ● 王 嵯 嶺 王 丘 銓
⑪ 世 隆	□ ○ 麻 光 高	□ ○ 楊 思 縉 楊 魯 盛 楊 阿 触 楊 秉 忠 楊 忠 義 楊 魯 慶 ○ 楊 緝 思 楊 定 保	○ 段 魯 遷 ◎ 段 宗 傍	◎ □ 趙 宗 政 ○ 趙 諾 眉	◎ 王 嵯 嶺 王 保 成
⑫ 隆 舜	鄭 買 嗣	◎ 楊 奇 混 ◎ 楊 奇 肱 楊 宗 登 楊 登	⊕ ◎ 段 義 宗 ※ 段 嗟 宝	◎ □ 趙 宗 政 ◎ 趙 隆 眉	
⑬ 舜 化	◎ 鄭 買 嗣 李 嘉 亭	楊 登 雙 △ 楊 丘	(慕爽長)	◎ 趙 叔 達	▲ 王 奉 宗
鄭 · 趙 · 楊 三 王 朝		◎ 楊 魯 隆 △ 楊 干 貞	⊕ 段 保 隆 段 思 平	趙 善 政	△ ▲ 王 宝
大 理 國		楊 連 永 楊 永 彦 楊 定 存 ※ 楊 定 福	⊕ 段 子 珍 ⊕ 段 彦 貞 ◎ 段 子 惠 ⊕ 段 進 全		△ 王 清 志

[凡例] ◎垣綽 ⊕布變 ◎清平官(久贊を含む) □魯望 ○大軍將 ●曹長 △督爽 ▲忍爽 ※陀

(6代異牟尋以後—附大理国)

李 姓	董尹 姓	張 姓	洪 姓	杜 姓	其 他
◎ 李 異 傍 ○ 李 千 傍 ◎○ 李 鳳 嵐 李 羅 札 (羽儀長)	◎ 尹 求 寬 ◎ 尹 輔 酋 ○ 尹 嗟		◎ 洪 驃 利 時	杜 伽 諾	○ 喻 于 儉 遼 傍 伝 劉 志 寧 高 細 竜 ○ 阿 思 ◎ 爨 何 棟
◎ 李 守 約		<input type="checkbox"/> 張 元 佐 張 志 成	洪 成 曾		◎ 独 棟
○ 李 遂 竜	◎ 董 成	○ 張 詮		◎ 杜 元 忠	○ 范 呢 些 积 鄧 竜 李 由 独 朱 道 古
					※ 孫 慶 慈 雙 羽 姚 姚 岑
		<input type="checkbox"/> ▲ 張 順			
	△▲ 董 德 義				
◎ 李 伯 祥 ◎ 李 善					⊕ 彦 賁 李 ※ 袁 永 智 ※ 蘇 晟 興 ○ 高 明 成 ◎ 高 昇 泰 ⊕◎ 高 智 昇

酋・陀西 ~~~は再出を示す。

あるから、この記事だけでは、その実体を理解することが甚だ困難である。まず、南詔王の許にあって、国の重要政務に直接参画する重要官職とみられるものについては、唐書南蛮伝上に次の如く述べている。

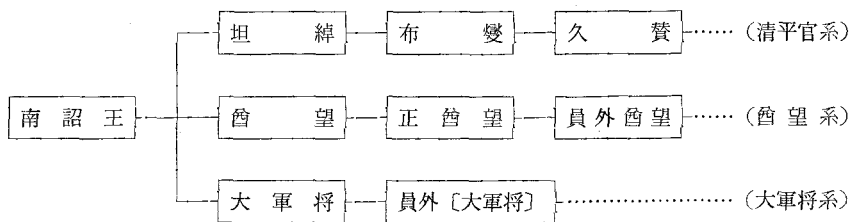
①④官曰坦綽，曰布燮，曰久贊，謂之清平官，所以決国事輕重，猶唐宰相也。

⑥曰酋望，曰正酋望，曰員外酋望，

②曰大軍將，曰員外，猶試官也。

この文は一連のものであるが、ここでは、論考の便宜上①④⑥の3文に区切って列記したものである。この記事が簡明にして要を得た表現であることは、新唐書の記述様式の一大特色の例にもれないものであるが、それだけに、文意の取り方に慎重を期さなければ、大分内容的に違った解釈と見解が出て来る可能性がある訳である。ところで、まずこの文面上からみて、南詔王の許にある重要官職の組織は、少なくとも、基本的には清平官系官職、酋望系官職、大軍將系官職の3系列から成り立っていたことが知られるのである。しかも、新唐書のこの文は、南詔官制記事全体の記載例からみて、高官職から順に列挙してあるから、少なくとも、この文面に関する限りでは、この3系列の官も清平官系が最高位の官職であり、これについて酋望系官職があり、その次に大軍將系官職が位置しているものとみられ、大軍將系は明らかに武官職であり、清平官系は文官職とみなされるから、南詔官制にも唐制と同様な文官優位の原則がみられることを、ここで特に注意しておかねばならない。④文は清平官系の、⑥文は酋望系の、そして②文は大軍將系の説明記事であるが、これらのものも、それぞれ高下の順に官職名を挙げているものとみられるのであって、これら諸官の関係は、いまこの文面だけから受け取ってみれば、次の様な関係になるであろう。

〔A表〕 南詔の中央官制表



そこで、これら3系列の官職について、以下順次に、それぞれの官職の職能や機構及び相互の関係等について考察を加え、更に、これらの考察を通じて、南詔官制～特にその中央官制の成立と史的変遷や特色を探ぐってみたいと思う。

最初に、清平官系の官職についてであるが、これに関する説明が④文であって、これによると、「坦綽」，「布燮」，「久贊」と言う3官名を挙げており、その職能については、南詔国の重要政務を審議決定するものであることが述べられ、唐の宰相に類するものだとしている。蛮書卷9南蛮条教には、これを

②平清官6人。毎日与南詔参議境内大事。其中推量一人為内算官，凡有文書便代南詔判押処置。有副兩員同勾当。

と説明している。この文中の「毎日与南詔参議境内大事」と言う清平官の職能に関する説明文は、新唐書(前掲史料①の④文)に「所以決国事輕重」と言っているのと同一内容であって、

新唐書は蛮書の記事によっていることが知られるが、要するに、清平官なるものは、常時南詔王の許にあって、日々南詔の重要国政に参画するもっとも重要な官職であったことが知られる。いづれ、中国側の史料では、ほとんどこの清平官を唐の宰相に当るものとみなしていることが知られる（後掲史料⑤⑥⑦参照）。

ところで、蛮書の前掲史料によれば、清平官のうちから1人が選ばれて内算官と言う官職を兼任し、「凡て文書あればすなわち南詔王に代って判押処置」するものであったと言うから、これは太田氏が指摘したように、一種の秘書官の職能を持つところの、いわば、内閣官房長官の如きものであったことが推察されよう。後述の如く、清平官の官職が制定されたのは5代閣羅鳳在位の前半であるが、閣羅鳳がどの程度漢字漢文を習得していたかは明らかでない。次代異牟尋については、唐書南蛮伝上に「異牟尋有智数，善撫衆，略知書」と言い、旧唐書南詔蛮伝にも「頗知書，有才智，善撫其衆」とあって、当時の南詔王室中ではもっとも漢学の素養ある王であったらしい。閣羅鳳は異牟尋の祖父に当るが、今までの関係史料からみると、儒学の才があるところの唐官の降人であった鄭回等を重用しているところからみて、彼が漢文化摂取に相当の関心を持っていた人物であったことは知られるが、南詔王室の子弟に漢学を本格的に教えたのは鄭回以後のことであり、更に、異牟尋代の貞元10年（794）以後は、南詔王族及び高官の子弟多数が、約50年間に亘って成都に留学していた事実が知られるから¹⁾、少なくとも南詔王が漢文を習得していたのは、6代異牟尋以後のことであったと思われる。したがって、5代閣羅鳳は、おそらく、自から自由に漢文を読み書き出来る程の王であったとは認めがたい。南詔徳化碑文を始め、彼について語る諸関係史料から総合判断するに、彼は南詔歴代の中でも、もっとも武勇に秀れた武人肌の人物であったらしく、五詔併合や西洱河諸蛮を討平した南詔勃興期の4代皮羅閣時代にあって、常に第一線に立って陣頭指揮していたのは、当時太子であった閣羅鳳だったことが語られている。

したがって、南詔国家の草創期に当り、唐制に範をとって官制を制定し、公用には漢字漢文を用いた点からも、ここに王に代って公文書等を判押処置する内算官と言う官職が実際上において必要だったことが考えられよう。更に、この内算官には正員1人のほかに副員2人があって、同様に公文書等の処置に当たるとあるが、これにはどう言う官職者が当たったかについては明記していない。新唐書南蛮伝上の説明文には、「有内算官，代王裁処」と簡単にみえるだけであるが、しかし、これはおそらく外算官の例からみても、清平官が大軍将の兼任であったとみて間違いないと思われる。

また、清平官の兼官として外算官というものもあった。これについては、蛮書同巻の清平官に関する上掲文の次に

③又外算官兩人，或清平官或大軍将兼領之，六曹公事文書成，合行下者，一切是外算官与本曹出文牒行下，亦無商量裁製。

とあって、内算官のほかに外算官が2人居り、これは、もっぱら清平官・大軍将の参画する最高会議において処決したものを、行政官であった六曹に文書を以って伝令する職掌の官でありしたがって、これも本来は文官職であったことが知られ、この官職は清平官が大軍将が兼官していたと言う。

唐書南蛮伝上には、「外算官記王所处分，以付六曹」と言っているが、これは蛮書同巻の外

1) 拙稿、南詔国における漢文化、第2節参照（本研究年報第3巻）

算官の続文に

④又有同倫判官兩人，南詔有所處分，輒疏記之，轉付六曹。

とある同倫判官の職務内容を誤記したものに相違ない。これについては牧野氏も指摘されたが往々にして、唐書南蛮伝には文章の簡約流麗なる余り、かような誤記があるから、やはり史料吟味が必要である。すでに、拙稿において論証した南詔の種族系統に関する同書同伝上の「南詔…中略…本哀牢夷後，烏蛮別種也」の1文なども、その代表例である¹⁾。この同倫判官の職務は、南詔王の処分するところを記録して、その処分命令を行政官たる六曹に伝達するもので、外算官がいわば内閣書記官に当るものとすれば、同倫判官は、王の許に直結していたいわば司法書記官の如きものであったと思われる。したがって、同倫判官も文官職であったとみなされるが、これは如何なる者が司官していたか明記していない。おそらくは、その職掌と王権行使の系統上からみて、これは他の文官職や武官職とは全然独立の重要官職であったから、清平官や大軍將の兼官ではなかったと思われる。

しからば、果して、どのような地位の者がこれに司官していたかを史実の例に徴するに、南詔徳化碑には1例も見当たらないが（前編〔第2表〕参照）、前掲〔第1表〕では、ただ1例だけ見出すことが出来る。それは異牟尋代の趙迦寛であって、蛮書卷10の貞元10年唐の南詔冊立使入雲の条に「因遣曹長段南羅各・同倫判官趙迦寛等9人，云々」とみえている。これについて、唐書南蛮伝上では「遣曹長段南羅〔各〕・趙迦寛，随佐時入朝」と言っているが、これも例の簡約化した文章表現で「同倫判官」が省略されたものらしく、したがって、この文面だけで、趙迦寛を曹長と速断することは出来ない。次に、旧唐書南詔蛮伝の方にはみえないが、同書卷14憲宗本紀の永貞元年10月条に、「庚子，南詔使趙迦寛来，赴山陵」とあり、これは唐会要卷99南詔蛮に、「永貞元年，南詔遣使趙迦寛来，赴徳宗山陵」とあるのと同系統の史料らしいが、いずれにも同倫判官とは言っていない。もっとも、この両方の史料記事は、徳宗の貞元10年（794）から11年後の、順宗永貞元年（805）における徳宗没後の弔慰使の王代として入唐しているのだから、おそらくは、清平官に昇任していたことが考えられる。要するに、この同倫判官と言う官職は、南詔王権の強化と中央集権的王権行使の上で、極めて重要な官職であったと思われるから、これに任ずる人物は、学才のある王の腹心が選ばれたに相違ない。趙迦寛の例は、この推察を裏付けるもので、彼は、南詔国内における最有部族たる趙姓部族の出身とみられるが、この趙姓部族は、古来から洱海東南辺の趙州（鳳儀県）に本拠をもつ白蛮種系で、早くも漢代以来から漢文化に接し、相当の程度まで開化していた部族とみなされるからである²⁾。

清平官の兼官は以上のほかにもあったらしく、唐書南蛮伝上には、九爽（九省）・三託の制を列挙して、「皆清平官・酋望・大軍將兼之」と述べている。この九爽三託は中央の行政諸官衙であり、この長官を清平官も兼任していたと言われる。ただし、この九爽三託の中央行政官衙の制度は、閣羅鳳代や異牟尋代には未だみられなかったものと思われるから（これについてはⅢ節に述べる）、南詔官制の制定当時のことではない。九爽三託制定以前の中央行政官衙は六曹であり、その長官と副長官は皆大軍將系のものが兼任していたことは南詔徳化碑銘の証するところである（後掲の〔F表〕参照）。ここでは、九爽三託の長官は本来中央政府の各行政

1) 拙稿、南詔の民族系統と哀牢伝説について、岩手史学研究38号

2) 拙稿、南詔国の支配階層について、IVの(2)参照（本研究年報20巻）

府の長官として、文官系の官職であったことを想定しておくに止めたい。

以上の考察によって、清平官と言われる官職は、日々南詔王の許にあって王政に参画していた最高の官職であったが、この職に当る清平官の中には、更に内算官や外算官をも兼任し、後には、行政長官たる九爽三託の長（特に督爽長）をも兼任するようになったのである。したがって、清平官は官制の制定当初においては、王政に直接参画合議する一種の審議官的な官職として設けられたものであり、その人員も限られたものであった。このいわば一種の最高審議機関が合議的性格をもっており、南詔王の専断を抑制する機能を持ったものとみられるが、このような官と機関を設けねばならなかったと言うことは、おそらく、南詔国家成立当時の史的背景が反映されているのであって、ここに、部族連合国家としての南詔官制の一大特色が認められるのであり、この史的現実の上に立って、形式的には唐制に模した官制を創置することになったものとみなされる。清平官と言う官職や兼官たる内算官・外算官の官職が、その職能上からみて、本来文官系のものであり、かつ、その官名が同倫判官と共に全く中国風のものであったことは、それを物語るものである。

清平官の職能と設置の史的意義（これについてはなお魯望系・大軍将系にて後述）が大体明らかとなったが、次に考察すべきことは、清平官の定員と兼官職であった内算官の職掌上の重要性についてである。

清平官の定員については、すでに、蛮書の記事中に（史料②）「清平官六人」とあるが、旧唐書南詔蛮伝にも

⑤蛮謂相為清平官，凡置六人。牟尋以回為清平官，事皆咨之，秉政用事，余清平官五人，事回卑謹，或有過，回輒撻之。

とみえ、通鑑（後掲史料⑦）にも、これと同じく「清平官者蛮相也，凡有六人」と言っている。更に、冊府元龜卷962外臣部官号の南詔条を徴するに、

⑥南詔蛮謂王為詔，謂相為清平官，凡置六人。其魯望有大將軍之号。

とあって、中国側の南詔史関係基本史料の述べているところは、皆一致しており、清平官の定員は6人と制定されていたことが知られる。

しからば、これを史実に徴してみた場合、果して実際上はどうであったろうか。まず、官制制定当初の好資料たる南詔徳化碑文と同碑陰銘をみると、前編に掲げた〔第2表〕と〔第4表〕がこれを物語っているのであって、これによると、次の9名が数えられる。

〔B表〕南詔徳化碑の清平官在官表

姓 別 (人員数)	氏 名	兼官 (前任官)	史 料
段 姓 (2)	段 儉 魏 段 尋 銓	(大 軍 将)	碑文・碑陰, (野史上)
趙 姓 (1)	趙 佺 鄧	(大 魯 望)	碑文, (野史上)
楊 姓 (1)	楊 傍 佺	(上欠不明)	碑陰
李 姓 (1)	李 買 □		碑陰
爨 姓 (1)	爨 守 □	(上欠不明)	碑陰
欠 姓 (2)	□ □ □	大 軍 将	碑陰
	○ ○ ○		碑陰
(漢 人) (1)	鄭 回		(碑文), 中国側関係諸史書

次に、比較的史料に恵まれていて、当時の在官者の実態を大体みることの出来るのは、前掲

〔第1表〕に徴すれば、6代異牟尋、10代豊祐、11代世隆の3代であることが知られ、他の代は史料の不足によって、その一面しか現われていない。この「南詔歴代重臣表」の示すところでは、異牟尋代に10名、豊祐代に9名、世隆代に5名が数えられる（ついでに12代降舜の時をみると同じく5名である）。しかし厳密に言えば、この表の史料は諸文献から蒐集したものであるから、この計数は、必ずしもある時点における清平官の現員数を表示しているとは限らないのであって、ここで、第1節に掲げておいた④⑤の2史料が貴重なものとして注目されるのである。すなわち、④の白氏長慶集の史料は、異牟尋の卒した唐憲宗元和3年（808）時における南詔の清平官8名を列記しており、⑤の文苑英華所収の史料は、豊祐代に当る唐文宗太和3年（829）時における清平官を列記したもので、これには7名みえているのである。すなわち、史料の示す正確度から言えば、南詔徳化碑の示す5代閣羅鳳の賛普鐘15年、唐代宗大暦元年（766）のもの、史料④と⑤の列記する在官者とが、もっとも、南詔国の3時期における清平官の現在員を示しているものとみるべきであり、しかも、これら3種の史料は、非常に史料価値が高いだけでなく、南詔国の草創期（閣羅鳳代）と南詔国の整備完成期（異牟尋代晩年）及び南詔国内体制の転換と変質の兆が認められる南詔国後半初期（豊祐代初期）の3時点における清平官の実在官姓名を語るものとして、清平官の官制やその史的推移を考察する上に、重要な手懸りを提供するだけでなく、この重要官職への任官状況を姓別に考察することによって南詔王配下にあった諸姓有力部族の史的動向をも探ることが出来るのである。

これを要するに、蛮書を始め、他の唐代基本史書類が「6人」とか「凡6人」とあるのに較べれば、たしかに3時期ともに、その実在数が6人を上廻っていることが知られよう。南詔徳化碑陰銘は最初に清平官を列挙しているが、この部分は、不幸にも上部と下部が大きく削落していて、実在官数を正確に知ることは出来ず、おそらくは、もっとこの削落部分に列記されていたのではあるまいか。もしそうだとすれば、現在認め得る計9名を更に上廻ることになるのであって、少なくとも、10名を超えて12名位に達していたと思われる。果して、もし12名位の清平官が南詔官制の創設当時に実在したとすれば、蛮書などの言う6名の倍数に当るわけであるが、これはいかように理解すべきであろうか。

それはまず、蛮書の言う「清平官六人」と言う史料は、異牟尋代の貞元10年頃の官制を語っているものであり、他の史料⑤⑥⑦もあるいは蛮書に拠り、あるいは旧唐書南詔蛮伝の如きも貞元年間における唐・南詔交渉史料によっていることが明らかであるから、いずれも、南詔官制の再整備を行ったとみられる異牟尋代以後のことを指しているのである。次に徳化碑文や銘をみると、「大軍将」と言う肩書きの者が54名余の多数見られることであって、これは後に述べるいわゆる「大軍将」と同様のものではない（前編の〔第1表〕及び〔第4表〕参照）。しかも、この時の清平官と言うのは、前掲の〔B表〕が暗示しているように、その大部分は、当時の“大軍将”とか“大酋望”と呼ばれる者の中の実力者が兼官していたとみられることである。すなわち、この頃においては、漢人鄭回などの例外を除けば、純然たる文官者としての清平官は極めて少なかったと思われるのである。もちろん、この当時でも、すでに大理盆地の白蛮種中には、相当の学才あるものも居ったとみられるが、しかし、閣羅鳳代と言う特殊な時期—南詔国家の成り立ち—それは内外共に武力闘争の連続であったから、たとえ学才にのみ秀れていたとしても、部族勢力の代表者でありかつ武勇に秀出たものでなければ、南詔王の股肱の臣たる清平官には任用されなかったであろうと思われるのである。結局、閣羅鳳代の清平官制定当時においては、おそらく部族長格の大軍将の中から、特に有力なもの又は建国期に武勲のあ

った者10余名が選ばれて任命されたものに相違ない。おそらく、「大軍將」と「員外大軍將」の制度が出来たのは、次代異牟尋の時であり、この時に節度使の制度も出来て、この「大軍將」のうち外官6名が節度に、内官6名が清平官6名と並んで最高審議機関たる会議に列席することになったものであり、これは、南詔国の国内整備事業と華化的な国王だった異牟尋と、それを陰に陽に補佐した漢人鄭回との、唐制模倣による官制や諸制度の再編と言う史的背景から考察されねばならない。

しからば、④史料による異牟尋晩年と⑩史料による豊祐初年頃の人員はどう解すべきであろうか。前者の場合は8名であり、後者の場合は7名である。前者において、漢人鄭回(④史料には「鄭蛮利」とある)と言う例外的な人物を除いてみれば、これも7名である。もしも蛮書等の言う定員6名が正しいものとすれば、1名ずつ多く実在していたことになる。多分官制としては6名定員であったのかも知れない。これは南詔の「六詔」、「六賧」(蛮書巻5)、「六節度」(唐書南蛮伝上)、「六曹」及び内官の「六大軍將」(蛮書巻9)の諸制度と一連の関連を有するものとみられるからである。しかし、実際の運営上においては、実情に即して1~2名の増減があったものとみなす方が、史的にみて妥当性をもつのではなからうか。蛮書以外の諸史料に「凡六人」と言う表現を用いているのも、この史実を示唆するものがある。

ところで、この清平官6人がどのような人材から構成され、かつ、これらの重臣が南詔王政に対してどの程度の地位と発言権を持つものであったかは、南詔王権の強さと性格を知る上で大切なことがらであるが、前掲史料⑤の旧唐書の記事は、この観点からみて、甚だ興味深くもあり、示唆に富む史料と言うべきであろう。おそらく、これを引いたとみられる同一内容の記事が、通鑑巻232貞元3年正月条にも次の様にみえている。

⑦及異牟尋為王，以(鄭)回為清平官。清平官者蛮相也。凡有六人，而国事專決於回，五人者事回甚卑謹，有過則回撻之。

これらの史料によれば、少なくとも、異牟尋即位後約10年後の貞元3年(787)の当時、清平官が6人居り、その中で、鄭回のみが独りかけはなれて強い権威をもち、王の補佐官の地位を占め、国政を動かしていた事実が知られる。これにはもちろん種々の史的事情があった。第1に、鄭回は鳳迦異とその長子たる異牟尋を始め、降人として閩羅鳳に重愛されて以来約30余年間に亘って、王室や重臣層の子弟に儒学を教えて来たと言う立場があり、第2には、南詔が唐にみならって一文化国家たるの形式と内容を備えようと言う時期に当り、彼の学才と漢文化的教養が尊重されたこと、第3に、異牟尋が父の鳳迦異早世によって若くして王位についたこと¹⁾、彼が鄭回到幼少から教育され、鄭回を尊敬しかつ華化的な人物であったことなどが挙げられよう。

想うに、おそらくこの鄭回は内算官・外算官・同倫判官等の官制を新設定するに当り、彼自から正内算官の官職を兼任していたのではあるまいか。もちろん、このことを明記する史料は見当たらないが、前にみた内算官の職掌内容からみて、あるいは上掲の史料等の文面からみて、この当時鄭回程この内算官に適する人物は居なかったとみられるからである。このようにみえて来ると、内算官と言う官職は、南詔王権の消長を左右し兼ねないもっとも重要なものであったことに気付くのである。もしこの官が、南詔後期まで存続したものとすれば、王嵯巔・杜元忠・鄭買嗣等がこの在官者らしい人物として、南詔の王政史上に浮んで来るのである。

1) 野史上によれば24才で即位したとある。

最後に問題として残っているのは、清平官系列下の3官についてである。これについては、前掲史料①の④文に

官曰坦綽，曰布燮，曰久贊，謂之清平官，云々。

とあるが、これ以外に、この3官の職能やそれぞれの関係について説明する史料は見当らない。まず第1に、「謂之清平官」が前文の3官を指すものか、あるいは又、直前の「久贊」だけを指すのかによって、文意のとり方が違って来るのである。すなわち、坦綽・布燮・久贊の3官を総称して清平官と呼んだのか、それとも、久贊のみが清平官だったのかと言う問題についてである。これはおそらく、文章表現上だけからみれば、唐書の④文全体の表現形式からみた場合、前者に読解すべきであり、文法形式からみれば、「之」は「久贊」だけを指すものと解すべきであろうと思われる。これは要するに、文の形式面だけからでは史的考察が出来ないのであって、殊に唐書のこれらの官制記事は、南詔13代間に増補改訂が加えられた官制を、形式的網羅的に列記したものであって、決して、歴史的に記述したものではないからである。

しからば、これらの3官は清平官とどのような関係にあったものかを、これまで蒐集し得た史料の中から事例を収集し、史的考察を加えてみたい。

最初に「坦綽」の事例をみると、ただの5例だけが数えられ、非常に少ないのに気付くのである。いま前掲〔第1表〕によって表示すれば、次のようである。

〔C表〕 坦 綽 在 官 表

国名(王朝名)	王 名	姓 名	史 料
南 詔 国	⑩豊 祐	〔太子〕世隆 ¹⁾ 王 嵯 巔	唐書南蛮伝中，唐会要99，野史上 野史上
	⑪世 隆	杜 元 忠	唐書南蛮伝中，通鑑252
大 長 和 国	③鄭 隆 宣	楊 ○ ○	五代会要30
後 理 国	②段 和 誉	李 伯 祥	宋史 488 大理国伝

この5例をみると、まず「坦綽」の称例がみえて来るのは、南詔国の後半期以後に限られており、史料の豊富な閣羅風代や異牟尋代には1例もみられないことである。次に、たとえ史料が少ないにしても、布燮や清平官の称呼例に較べると稀少な例証であることである。第3に注目されるのは、太子世隆が坦綽になっていることである。元の李京の雲南志略諸夷風俗白人条をみると、

⑧其称呼国主曰縹(驃)信，太子曰坦綽，諸王曰信笏(苜)，相国曰布燮，之(この1字は衍文ならん)文字之職曰清平官。

と説明してあって、太子を「坦綽」と称したことが述べられているのは、示唆に富む史料とみられる。すなわち、「坦綽」の語は本来白蛮種系のもので、王室の太子とかこれに準ずる地位の者を呼称した語ではないかと思われるのである。王嵯巔について詳説するのは後日にゆずるが、かつて弄棟節度使であった彼は、8代南詔王勸竜晟を殺した程の実力者であり、9代勸利代には、唐書南蛮伝中に「勸利德嵯巔，賜氏蒙，封大容。蛮謂兄為容」²⁾とあり、10代豊祐代には、雲南志略総序に「清平官蒙苜巔」と呼ばれており、野史上には「坦綽」と呼ばれたご

1) 唐書南蛮伝中，唐会要南詔蛮，野史上にありこれに関しては牧野氏が前掲論文において詳察している(89～90頁)。

2) 通鑑卷239 憲宗元和11年2月条にも同様の記事がある。

とく記し、かつ、11代世隆代には「摂政」になったと伝えられる程だから、“坦綽”の称で呼ばれたとしても不思議はない。杜元忠については、唐書南蛮伝中に「坦綽杜元忠日夜教魯童（世隆）取全蜀」とみえ、通鑑とともに相当詳しく述べられているが、彼は世隆代当時南詔国内第1の実力者であり王を補佐（むしろ指導）した顯官者であった。大長和国代の楊某については何も分らないが、楊氏が趙氏に次いで、間もなく王権を奪ったことからみて、当時楊氏の中に大長和国末帝の側近者として、大きな実権をふるっていた者がおったことは、当然推察されるところである。

このように考察して来ると、さきに5例証によって着目された数点について、それぞれ合点するところがあると思われる。

次に布變についてであるが、この事例を前掲の〔第1表〕から拾って表示すると、次のようである。

〔D表〕 布 變 在 官 表

国名(王朝名)	王 名	姓 名	史 料
南 詔 国	⑫ 隆 舜 同	段 義 宗 楊 奇 肱	鑿誠録 唐書南蛮伝中、通鑑255、前掲史料⑩
大 長 和 国	③ 鄭 隆 亶	2名(姓名不明)	五代会要30(前掲史料⑩)
(不 明)	(不 明)	段 保 隆	雲南志略総序(前掲史料⑩)
大 理 国	⑤ 段 素 順 同 同 ⑬ 寿 輝	段 子 珍 段 彦 貞 彦 費 李 高 智 昇	金石萃編160大理国石城碑銘(前掲史料⑩) 同 同 野史上大理国条
後 理 国	(不 明)	段 進 全	金石萃編 160 大理国塔嶺銘(前掲史料⑩)

この表を通覧してみると、“布變”の称呼例が見えるのは、南詔末期の12代隆舜代からであり、それ以前には1例もなく、史料の豊富な闍羅鳳代や異牟尋代でさえ、全く見出すことが出来ないのである。ここに出て来た2例についてみると、どちらも南詔の隆舜代に、唐王室からの安化長公主の降嫁問題をめぐって、遣唐使として入蜀した南詔の腹心であったことが知られる。段義宗は趙隆眉・楊奇混と共に入蜀し、高駢の謀殺にあったことが唐書南蛮伝中に述べられており、この3人を「宰相」と呼んでいるが、このことについては、北夢瑣言卷11にも同様の記事があり、同じく「宰相」と記している¹⁾。段義宗を「布變」と記しているのは鑿誠録卷6であるが(前掲史料⑩参照)、この文は時代的に前後交錯しているらしい。段義宗がすでに入唐して謀殺されているのに、「王蜀後主乾徳中」²⁾に入蜀したような文になっているが、この「布變朝」の記事内容全体は南詔末の詩詞を集録したもので、著者何光遠は、これを当時の「大長和国」の国号で記したものらしい。楊奇肱については、唐書南蛮伝中の中和2年条と通鑑卷255中和3年7月条において、あきらかに「布變楊奇肱」とみえ³⁾更に、「謝示南蛮通和事宜表」(前掲史料⑩参照)にも同様にみえているから、疑がう余地はない。要するに、こ

1) 通鑑にはこれに関する記事が見当たらない。

2) 乾徳は北宋太祖の年号(963~967)で、すでに大理国代である。

3) 楊奇混は中和2年前に入唐して謀殺されているから、楊奇肱とは別人である。

の官称が正式に用いられるようになったのは、南詔末期の隆舜代頃からのことであるらしい。

ところが、上の表が示すように、大長和国以後になると、この称例が頻出して来るのが注目され、大理国では、石城碑（前掲史料⑩参照）すなわち5代段素順代に建てられた「三十七蛮部会盟碑」などの例をみると、布燮と言うのが合計3名もみえており、しかも、碑銘の最初に列記されているから、南詔の清平官格の官職者に相違ない。このほかに、雲南府にある大理国時代の「地藏寺梵字塔幢」にもみえていて（前掲史料⑪参照）、いずれも大理国側の信憑性ある史料であるから、大理国では、「布燮」と言う官称が正式官名として使用されていたものとみられる。

しかも、この「布燮」と言うのは、鑒誠録の前掲文（史料⑫）の初めに「南蛮所都之地、号曰長和国、呼宰相為布燮」¹⁾ と言い、前掲史料⑧の雲南志略諸夷風俗白人条にも「相国曰布燮」と言っており、同じく冊府元龜卷962外臣部官号の南詔条（前掲史料⑥の後続文）にも

⑨後唐天成元年、…中略…二年、有轉牒称督爽。大長和国宰相布燮等、云々。

とあるから、少なくとも大長和国時代には、宰相に相当するものを「布燮」と称していたことが知られる。天成2年（927）は大長和国末の3代鄭隆宣の時に当る。

ところで久贊についてであるが、これは不思議なことに、南詔関係史料には今までのところ1例も見当たらない。唐側史料はもちろんであるが、南詔側の現存史料たる南詔徳化碑文及び同碑陰銘にも南詔図巻にもみえない。もっとも、南詔徳化碑は、漢人鄭回が当時制定されていた“清平官”と言う正式の官称だけを用いているから、当然のことであろう。さらに、「古日記」の系譜史料を含む古記眞説をみても、清平官例が2回あるだけで、久贊・坦綽ともにみえず、王本や胡本の南詔野史にもこの事例はみられない。ところが、大理国代の石城碑銘文の中に1例だけ出ているのは、まことに興味深いことである。すなわち、前掲史料⑩をみると、布燮等の次に「侍内官久贊段子惠・李善」と記されている。これをみると、「侍内官久贊」とあるのが注目されるし、布燮の次に、督爽（行政府長官）²⁾の前に記されているから、少なくとも、大理国時代の官制中に「布燮」と「久贊」と言う正式の官があったに相違ない。

ひるがえって、唐書南蛮伝上の清平官記事をもう一度見返すと、「官曰坦綽、曰布燮、曰久贊、謂之清平官、所以決国事輕重、猶唐宰相也」とあって、「清平官」と言うものを「猶唐宰相也」との見地に立ち、南詔・大理両国代において、唐の宰相に該当するとみなされる南詔・大理側での官称を、その地位の上の方から順に列挙したものであることが知られよう。

要するに、雲南志略諸夷風俗の白人条（前掲史料⑧）にも「太子曰坦綽」や「相国曰布燮」とある如く、この「坦綽」「布燮」はおそらく白蛮語であると思われる。これは、南詔国が後半期から白蛮種系有力部族の勢力が抬頭し、他方では、南詔王室それ自身もようやく白蛮文化に同化の傾向がみられるのと符号するかのようになり、その称例が現われてくることや、南詔白蛮化の過渡期の大理国において、明らかに正式官称化が認められ、白蛮王朝の大理国に至っては、石城碑の例などに徴しても、おそらく、“清平官”の称名は正式に用いられていなかったとみられ、これに相当する地位の官称が“布燮”であったと思われる。“久贊”と言う語も、決して、中国的名称ではないと思われるし、白蛮語でもないと思われる。これはおそらく、南

1) これは著者がいわゆる大長和国を指して言ったものか、あるいは南詔末の頃を指して言ったものか不明だが、いずれにしても、ここでは史料の

価値を持つものである。

2) 唐書南蛮伝上に九爽三託のことをのべて、その後「爽猶言省也。督爽總三省也。」とある。

詔語(烏蛮語)で“清平官”を呼んだところの、いわば通用語だったのではあるまいか。「贊」は「贊普鐘」などからみて、吐蕃語系らしくもあるが、いずれ、“久贊”は「王をたすける」と言ったような意味合いの南詔語であって、“清平官”の南詔国内における通用語だったろうと思われる。これが大理国の官制に名残りを止めていたもので、南詔末期の官制改編とともに九爽三託の行政府長官等が次第に実権を持つようになり、いわば、国政における内閣閣僚的な地位に上昇し、他方では、南詔建国期頃の参議機関が有名無実化するにつれて、清平官=久贊は次第に内侍官的なものになって行き、かつての清平官的職能は布燮と呼ばれる官に移行したものであろう。あるいは“布燮”と言う語は、南詔以前の張氏白子国などで呼ばれていた清平官の如き官職の称名であり、南詔国内においても、白蛮種は“清平官”と言わず“布燮”と呼んでいたことも考えられる。したがって、坦綽はその地位上から一応切り離すとしても、布燮=久贊=清平官の関係において、南詔国内では3通りに呼ばれていたものであろう。すなわち“清平官”は専ら公用の官称として、烏蛮系南詔や同系種族間では“久贊”に、白蛮種間では“布燮”の通称が用いられていたと思われる。ただし、大長和国以後は、久贊=布燮の関係が次第に消失していったものであろう。坦綽と言うのは、清平官中の特殊な地位の者のみに呼ばれた一種の官称であろうから、これは清平官=坦綽ではないが、もしも清平官と言うものを唐書南蛮伝上や蛮書の説明するような職能の官に解するならば、坦綽と言えども国政の最高会議に参議したに相違ないから、少なくとも、広義には「清平官」的な官であったとみなすことも出来るであろう。

このようにみて来ると、南詔官制の考察に当っては、南詔・大理両代間に亘っての、政治史的・社会史的変遷、ないしは、国内体制の史的推移を背景とし、特に烏蛮系文化と白蛮系文化との接触融合関係を留意し、かつ、唐・吐蕃・驃などの外来文化との関係をも考慮しつつ、検討しなければならないと思われる。

(2) 酋望系の官

酋望系の官については、唐書南蛮伝上の前掲史料①の中で、「曰酋望，曰正酋望，曰員外酋望」と言い、かつ、この後続文中で九爽を説明してから、「皆清平官・酋望・大軍将兼之」と言い、更に、三託を説明して「亦清平官・酋望・大軍将兼之」とあるだけで、蛮書をはじめ、他の史書にこれを説明する記事はほとんど見当らず、ただ、前掲史料⑥の冊府元龜の文中に、「其酋望有大將軍之号」とみえるだけである。

そこでまず、これら酋望系の3官称を史実に徴することから始めたい。いま、前掲の〔第1表〕と前編の〔第2表〕とから、その事例を拾って表示してみると次のようである。〔第2表〕からは正式に宛はまる名称は見出せないが、論考の便宜上から大酋望2例を表示した。又、楊思縉・麻光高の「酋将」は、果して「酋望」と「大軍将」の略称かどうか確証なく、麻光高は唐書南蛮伝中によれば、漢人の降人らしいから、尚吟味の要がある。

この表を通覧してみて、まず気の付くことは、「正酋望」と「員外酋望」と言う称例は1例も出て来ないことである。これは一体どう言うことなのであろうか。一体に「酋望」の称例が非常に少ないのであって、楊思縉・麻光高の「酋将」については、なお吟味の要があり、再出の趙宗政(ただし、出典と王代が異なるから表示資料としては2史料である)を1人と数えれば、正確な酋望例は王邱各・張元佐・趙宗政・張順のただの4人だけとなるのである。それから、酋望の名が散見するのは南詔代だけで、今までのところ、大長和国以後の事例は見当ら

〔E表〕 酋 望 在 官 表

南詔王名	姓 名	酋 望	正 酋 望	員外酋望	兼官〔前官〕	史 料
⑤開羅鳳	(楊伝磨伴)	(大 酋 望)			(大 軍 将)	南詔徳化碑文
	(趙 佺 鄧)	(大 酋 望)			(清 平 官)	同
⑥異牟尋	王 邱 各	酋 望			大 軍 将	旧唐書南詔蛮伝、唐会要99、冊府元龜972
⑩豊 祐	張 元 佐	酋 望				唐会要99
⑪世 隆	趙 宗 政	酋 望			清 平 官	唐書南蛮伝中
	楊 思 縉	(酋 将)			大軍将?	同
	(麻 光 高)	(酋 将)			大軍将?	同
⑫隆 舜	趙 宗 政	酋 望			清 平 官	通鑑253
⑬舜 化	張 順	酋 望			忍 爽	南詔図巻

備考 () 内は正規の酋望に該当するかどうか尚吟味を要するもの。――は再出を示す。

ないのも、南詔官制と大理官制との相違の一面をうかがわせるものがある。

ところで、南詔徳化碑文には「大酋望」の称例が表示のように2例だけ出て来るが、唐書南蛮伝上に挙げる3種の官称の何れとも異なっているし、楊伝磨伴と趙佺鄧は、ともに賛普鐘元年(天宝11年、752、南詔独立の年)以前(文面からみてこの前年)の記事中に「大酋望趙佺鄧・楊伝磨伴、云々」とあるものであり、その後文において、趙佺鄧は賛普鐘5年(至徳5年756)条に「清平官」として、楊伝磨伴は翌6年条に「大軍将」として述べられているのであるから、ここでの「大酋望」はもちろん南詔官制の制定以前であって、正規の官名ではないと思われる。したがって、表記の大軍将や清平官は、兼官又は前官のいづれでもなく、ただ大酋望であった彼等が、南詔官制の制定とともに、これらの官を与えられたことを物語るものである。ところで、同碑陰銘を通覧すると、この「大酋望」はもちろん、唐書南蛮伝上に挙げる3種の酋望官名は全くみえていない。(ただし、削落部分もあるが、おそらくこの銘文全文にはなかったに相違ない。)と言うことは、南詔官制制定当初の官名には、酋望系のものがなかったことを物語るものである。表示によれば、「酋望」と言うのが異牟尋代からみえているからおそらく、この酋望系の官制は異牟尋代初期頃の官制改訂整備の時に制定されたものと推察される。

この「酋望」「正酋望」「員外酋望」と言う官名は一見して中国流のものらしく思われるがただ「望」の用例は余り他にみられないものであって、その由来(語源的又は意味)がよく分らない。西南夷関係の中国史書では、族長や部族長を指して、「酋」「部酋」「酋帥」「酋長」「大酋長」等の称例が「首領」「大首領」又は「渠帥」等とともに頻出し、又、烏蛮種系の場合には「鬼主」「大鬼主」の称例が目立ってみえている。要するに、「酋望」の「酋」はこれらの称例に通ずるもので、族長とか部族長を指す意味合いのものに違いない。したがって、「酋望」の官名も本来的なこの意味合いに関連するものであったと考えられる。冊府元龜巻975 外臣部褒異門に

⑩唐玄宗開元十年正月壬子、蛮(南詔)大酋長張化誠・大酋望楊大充並來朝。以化誠為左領軍衛員外將軍、放還蕃、以大充為右驍衛羽府員外中郎、留宿衛。

とあって、ここに「大酋望楊大充」と言うのがみえているが、もしこれが「大酋長」の誤字でなければ(冊府元龜外臣部は非常に誤字脱字転倒が多いので特に吟味を要する)、まことに注

目すべき史料であろう。ここで思い合されるのは、前述の南詔官制制定以前の称例として、南詔徳化碑文に出ている「大酋望趙佺鄧・楊伝磨倅」についてである。この碑文におけるこの称例には信頼がおけるのだから、この史料からみると、冊府元龜の称例も信じ得るものかも知れない（誤字であることを証する他の史料はない、と言うよりもこの記事は他史書にみえていない）。これは楊姓が2例と趙姓1例とであるが、こうみて来ると、大理盆地の洱海近辺に本拠を持っていた楊・趙・段・王・李・張各姓の白蛮種系有力部族間に、もともと「酋望」とか「大酋望」にあたる名称があったのかも知れない。表をみると、漢人系らしい麻光高は別として、他は楊・趙・王・張の各姓に限られているのも示唆的なものがある（李姓はともかくとして、段姓の者がみられないのは注目される）。

要するに、この酋望系3官名は、異牟尋が即位してから後、鄭回の指導のもとにいろいろと国内体制を整備するに当り、南詔王配下に臣服せる幾多の諸部酋達に、それぞれの地位を与えることによって、王権支配の安定と国家体制を整える必要から、後述の大軍將制とともに設けた一種の官制ではなからうか。この推察は、南詔国の成立史と南詔王国の国家体制の史的考察等からみて、大過ないものと思われる。したがって、この時に定められた「酋望」「正酋望」「員外酋望」と言う3段階の酋望官は、実質的な職掌を有する官職名なのではなく、一種の官号であって、いわば、南詔王に忠誠を誓ったしるしとして、諸部酋に与えられた“封爵の称号”みたいなものだったとみなされる。そして、酋望の号を有する者は、すでに述べたように南詔王にもっとも親任の厚い大部酋達であって、行政府長官に任命されたり（唐書南蛮伝上）あるいは大軍將や清平官に任官していたものであろう¹⁾。この例は表の兼官の欄にも物語るところである。それから、正酋望と員外酋望と言うのは、おそらくは、内藩と外藩と言ったような部酋の別によって与えられたものではなからうか。と言うのは、南詔蒙姓部酋たる王に対し、南詔勃興期の頃からその配下に臣属した大理盆地の白蛮系諸部酋を中心として、更に親縁関係のあった烏蛮系独錦蛮李姓部酋や麼些詔、及び昆明盆地に大勢力を張っていた爨姓大部族の中で南詔に通じていたと思われる1支族等は、いわば、南詔国家形成の内藩的存在として、南詔王室の支柱を構成するものであったとみられるが、しかし、当時はその境域の内外において、なお南詔王に完全な臣服の情を持たない多くの部酋が居ったに相違ないからである。貞元10年（794）に至り、異牟尋が盛んに大理盆地北部の部族を討平したり、強制移住させたりしているのは（蛮書卷3、卷4）、この間の事情を物語る一例証であろう。

このようにみて来ると、酋望官系の官は、いわば、実務官としての職能を持たない一種の官号的なものとみなされるから、定員と言ったものも特に規定はなかったと思われ、その官号に適する者に随時与えたものであろう。いま、員外酋望の数は果してどれ程あったか推察する手懸りがないけれども、正酋望は南詔徳化碑と碑陰銘に現われて来る大軍將に相当するものと思われ、これには、大軍將が54名数えられるから（前編の〔第2表〕と〔第4表〕参照）、おそらく50～60名位とみて大過ないであろう。これらの部酋がそれぞれ皆武將でもあったことは疑いないところである。ただし、酋望だけはそうたくさん居ったとは思われない。これは形式上にしる、清平官や大軍將（別格のいわゆる官制上のもの、これは次にのべる）に比肩する一種の名誉的官号であり、また實際上、この官号を有するものは清平官・大軍將あるいは行政府長官等の要職を兼ねていたとみなされるから、おのづから一定のわくがあったに相違ない。

1) 前掲史料⑥の冊府元龜外臣部南詔の官号記事中に「其酋望有大軍將之号」とみえる。

もしこの推論が正しいものとすれば、酋望系の官号を有するものは相当数に上るわけであるから、その称例がもっと史書に頻出すべきではないかと言う疑問が生ずるのであろう。これについては前述のように、まず実務官的性格のものではなくて、一種の封爵的性格の官号であったこと、酋望はもとより、正酋望の中でも能力あるものは、六曹長や副等の文官系官職又は武官系官職などに在官していたであろうから、南詔官制上の官称又は肩書きとしては余り用いられなかったのではあるまいか。正酋望と員外酋望の称例が全くみられないのも、かような事実を暗示しているようにみえるのである。酋望の官号を有する者は、いわば南詔王の股肱とする大部酋達に限られていたものであり、それ故に、彼等は酋望の官号に一種の誇りをもっていたと思われ、他の正酋望や員外酋望とは違って、一般にも称用されていたものと思われる。

しかして、この酋望系の官号は、10代豊祐頃を境として、南詔の国内体制が弛緩し、他方では白蛮化の傾向が出て来ると、この制は次第に有名無実となり、大長和国以後は廃れてしまったことが考えられる。ただし、南詔官制上の「酋望」の官称は次第に廃れて行っても、この称呼はなおその後も一種の尊称として大理国時代まで伝わったのではないかと思われる。それは南詔末期の南詔図巻にみえていることから推察されるところである。

(3) 大軍将系の官

最後に大軍将系の官であるが、これについては前掲史料①の㉞文(唐書南蛮伝上)において「曰大軍将、曰員外、猶試官也」と述べている。ここで問題なのは「曰員外」の読みとり方についてである。と言うのは、前編の〔第2表〕や前掲の〔第1表〕作製に蒐集利用された諸史料中には¹⁾ たんに「員外」と称する官名は全然みあたらないからである。そこで、この「員外」は前文㉞中の「員外酋望」を指すのではないかともみられるが、しかし、文の構成上からみれば、史料①の全文は明らかに㉞㉟㊱の3部分から成り立っており、かつ、㉞文と㉟文とは内容的にも判然と分れているものとみるべきである。したがって、次に思い当たるのは「員外大軍将」の省略ではないかと言うことである。結論から先に言えば、おそらく、この「員外」と言うのは「員外大軍将」の略記であろう。牧野氏も同様に解されたのは卓見と思われる。もっともこの場合に、なぜ㉞文中では「員外酋望」を略記せずに、こちらだけを略記したかと言う疑問の余地はあるが、ここでは簡約要領を得た新唐書の記述様式に対する文法的解釈よりも、史的考察上からの解釈が優先しなければならない。ここに言う「員外酋望」とか「員外大軍将」の「員外」は唐制からもって来たもので、唐制には員外郎があるが、基本理念においてはこれにならって名付けられたものであろう。ただし、新唐書の著者は員外(大軍将)を説明して「猶試官也」と言っているのは、果して南詔の大軍将系官制をどの程度に理解し、いかなる事情を述べたものであろうか。おそらくこれは、前後の文体からみて、「猶唐宰相也」とか「爽猶言省也」と同様に、唐制による比喩的説明であるに過ぎないことが知られるのである。

ところで、この㉞文の「曰員外」については、すでに明の楊慎も胡本野史上の南詔称谓官制条において、

①其設官則有把国事八人、曰坦綽、曰布爨、曰九贅、謂之清平官、曰酋望、曰正酋望、曰員外酋望、曰大將軍、曰員外。

と言い、これを1官とみなしているのはさすがに炯眼であるが、「有把国事八人」は以下の8

1) 前編第Ⅱ節(2)表作製上の資料吟味、及び本稿第Ⅰ節(1)南詔官制の史料を参照。

官を1人ずつに数えたものであろうか、あるいは「八官」の誤記であらうか、理解に苦しむところである。

「大軍将」とか「員外大軍将」と言うのは、これも中国的な名称であり、しかも、清平官系の官が本来文官的性格のものであったのに対し、これは明らかに武官系のものであることは、誰しも気付くところである。ただし、実際にはこれが武官系性格のものではなく、多分に文官的な性格をもった南詔官制独特のものであったことについては後述するところである。野史では前掲文にもみえているように、「大軍将」と「大將軍」を混用しており、全体的には後者の使用例が多い。兩唐書・通鑑・冊府元龜等にはしばしば「大將軍」とみえるが、これはやはり「大軍将」が正しいのであって、南詔の場合では「軍将」に対する「大軍将」であり、唐制の「大將軍」と言う官称とは由来や意味合いが大分違っているのである。これは南詔徳化碑及び碑陰銘には「軍将」「大軍将」と記されていることから知られるのであって、蛮書や唐会要に「大軍将」と記しているのが正しいのである。

しからば、この大軍将はどれくらい居り、その地位や職能はどのようなものであったらうか。その地位は、唐書南蛮伝上（前掲史料①）の記載からみると、清平官系、酋望系、大軍将系の順に列記されているから、この3系列の重要官職中では最下位におかれており、文官優位の原則が官制定の基本理念であったと思われる。これは漢人鄭回等の参画指導のもとに制定されたとみられるから、当然唐制に倣ったものと推察されるのである。

大軍将の定員や職能については、まず蛮書卷9の南蛮条教に

⑫大軍将一十二人、与清平官同列、毎日見南詔議事。出則領要害城鎮称節度、有事跡功劳殊尤者、得除授清平官。

とあり、大要の説明がみられるが、更に唐書南蛮伝上の方をみると、

⑬大軍将十二、与清平官等列、日議事王所、出治軍壁称節度、次補清平官。

とあって、同様のことを述べている。したがって、この2史料から大軍将の定員は12名であったことが知られるとともに、この「大軍将」と言うのは、軍制上の最高官としてたんに軍事面の重要職責を担っていただけでなく、他方では、宰相に当る清平官と同列して、日々南詔王の許にあって重要国政の議決に直接参画していたことが注目されるのである。これは唐制にない南詔官制の一大特色とみなすべきであらう。

しからば、この日々王事に参画していたのは何人位であったらうか。この2史料とも、「出則領要害城鎮称節度」とか「出治軍壁称節度」と言っているから、これら12名のうち、節度として国内の要所要所に鎮守の任を持っていたものがあつたことが知られる。そこで、南詔国内にどれ程の節度がおかれていたかを検べねばならない。唐書南蛮伝上には、6節度2都督及び10賧を列記してあるのに対し、蛮書の方では卷5に6賧を挙げ、かつ、節度については

⑭雲南・柘東・永昌・寧北・鎮西及開南・銀生等七城、則有大將軍(大軍将)¹⁾領之、亦称節度。貞元十年、掠吐蕃鉄橋城、今称鉄橋節度。其余鎮皆分隸焉。

とあって、8節度の名を挙げているが、唐書に挙げるところの、すなわち

⑮外則有六節度、曰弄棟・永昌・銀生・劍川・柘東・麗水、有二都督會川・通海。

と言う6節度の名称と食い違がうだけでなく、2節度が多く挙げられていて合致しない。ちなみに、野史上の南詔称谓官制の条に8節度使2都督を挙げているが、東川・通海の2節度使以

1) 原文の「大將軍」は「大軍将」の誤りである。蛮書にもままこの誤記がある。

外は唐書の名と一致し、通鑑巻239元和11年2月条下の南詔弄棟節度の胡三省註記には、安南節度を加える以外は皆唐書の6節度と合致している²⁾。今ここで、これら節度の設置や改廃等について詳説する余裕はないので別稿にゆずらねばならないが、この節度の制は、蛮書のこの記事だけからみても、少なくとも貞元10年(794)以前に設けられていたことが知られ、又蛮書の言う開南と銀生は同時の設置でなく、これは1節度の移動と思われるから、やはり節度制度の創設当時は6節度の制であったとみなすべきであろう。

したがって、もしこの推察が正しいものとすれば、12名の大軍将中6名が国内各要所の節度として駐在する外官者であり、他の6名が内官者として王都に駐まり、日々王事の参議に列席していたことが知られる。清平官定員6名と大軍将12名及び曹長6名等からみて、おそらく、創定当初の節度も6名であったに相違ないものと思われる。しかし、大軍将の職務はこの外にもあったらしい。すなわち、蛮書の前掲史料③によれば、「又外算官兩人、或清平官・大軍将兼領之」とあって、外算官兩員は清平官と内官大軍将の計12名の中から選ばれて兼任していたらしく、更に、唐書南蛮伝上の九爽条に「皆清平官・酋望・大軍将兼之」と言い、なお、三託条でも「亦清平官・酋望・大軍将兼之」とあるから、これら九爽三託等の行政府長官なども兼任していたものようである。ただし、この九爽三託の制度は、異牟尋代初年における南詔官制の整備完成以後に増設されたものと思われるから、今ここでは内官6名の大軍将の兼官とは考えられないのである。

大軍将の下に位するものが六曹だったのであろう。六曹については蛮書巻9に

⑩其六曹長即為主外司公務。六曹長六人、兵曹・戸曹・客曹・刑曹・工曹・會曹、一如内州府六司所掌之事。又有断事曹長、推鞠盜賊、軍謀曹長、主陰陽占候、同倫長兩人、各有副都、主月終唱。諸曹稽連如録事之職。曹官文牒下諸城鎮、皆呼主者。六曹長有課効明著、得遷補大軍将。

と詳記しており、六曹長のほかに断事曹長、軍謀曹長、同倫長2名それに各副長の制があったことが知られる。この六曹の職掌は主に外司の公務を司さるものであり、その指令関係については、蛮書の前掲史料③と④に述べられているが、これによれば、一般の行政命令は外算官の指令を受け、又、司法命令は同倫判官から受けて、これをそれぞれの城鎮に伝達する職掌の官であった²⁾。これに対して、唐書南蛮伝上の方では、たんに「有六曹長、曹長有功補大軍将」とあるだけで、六曹の名称も職掌内容も全くふれるところがない。要するに、これらの六曹長格のものが大軍将の次に位する官であり、やがて大軍将に昇任する候補者だったことが知られるのであって³⁾、この事実は蛮書も唐書もともに明記しているところである。そうすると、先に考察した「員外大軍将」がこれら六曹長や副長に当るものではなかったかと考えられるのである。六曹長がそれぞれ大軍将格の者であったことは南詔德化碑陰銘の雄弁に物語るところである(後掲「F表」参照)。このように解すれば、唐書のいわゆる「曰員外、猶試官也」の説明がうなずかれて来るのである。

ところで、この六曹の制が何時頃から制定されていたかをみるに、かの南詔德化碑陰銘中にすでにみえているが、ただし、六節度の制度は未だ設けられていなかったらしい。前編〔第2

1) 向達著「蛮書校注」巻末附録337頁「諸書所紀南詔節度対照表」参照

2) 蛮書巻9南蛮条教条には更に兵曹長の農閑期

における軍事教練の職務について詳述している。

3) 蛮書巻10にみえる「大軍将兼戸曹長王各直」は、大軍将昇格の例証であろう。

表]を通覧すると、これに相当するものに楊牟利の大軍將昆川城使とか李〇〇の大軍將兼白崖城大軍將¹⁾、姓名不明者の開南城大軍將や柘東城大軍將などがみられ、このほかに、大惣管と言うのが4名数えられるが、あるいは、これが節度制の正式制定以前における前身なのかも知れない。同碑陰銘中には、六曹長や副の例証が少なからず散見しているが、これを考察の便宜上、蛮書の述べている六曹と比較出来るように表示してみたのが次の表である。南詔徳化碑陰銘は上部と下部が大分削落しているので、この部分に当る不明字は○印で示し、文字の刻銘は認められるが、すでに削蝕していて読解出来ないものは□印で示し、かつ、雲南通志稿の拓本で推定した文字や、前後の文から類推出来るものは○□の中に記入し、更に、なお断定出来かねるものには?を附してある。本表は前編の〔第2表〕「闍羅鳳代重臣表」によって表示したものであるから、これと参照されたい。

〔F表〕 南詔徳化碑銘の六曹在官表

蛮書			南詔徳化碑の碑陰銘							
六曹名	長	副	六曹名	曹長	姓名	兼官	曹副	姓名	兼官	
兵曹	1 (人)	1 (人)	兵曹	兵曹長 兵曹長 ^②	段君利 趙逸羅□	大軍將 大軍將	前兵曹副官 兵曹副	杜顛伽 (欠名)	軍將? 軍將	
戸曹	1	1	戸曹	前戸曹長 戸曹長	(欠名) □□□堅	大軍將 大軍將				
客曹	1	1	客曹	客曹長	王□□□		客曹副? ^③	(欠名)		
刑曹	1	1	法曹	前法曹長 法曹長	楊□□ (欠名)	大軍將 大軍將	副法曹 ^② ?	洪羅棟	軍將	
工曹	1	1	士曹	士曹長 士曹長	楊細 楊登□ 恂	大軍將 大軍將	士曹副	楊登四羅	軍將	
会曹	1	1	倉曹	倉曹長	□盛顛	(欠名) ^③				

この表をみると、たしかに清平官制などとともに、すでに六曹制は闍羅鳳代前半期の南詔国草創期に設けられていたことが知られ、各曹長や副が実在していたことも認められる。ただし蛮書のと対比してみると、六曹名の中で3曹名が合致しているが、他の3曹名は異なっておりこれはそれぞれ、刑曹と法曹、工曹と士曹、会曹と倉曹に当るものであると思われる。向達はこれについて、蛮書の言う「工曹」は「士曹」の、又「会曹」は「倉曹」のそれぞれ誤記であり、碑銘の方が正しいことを指摘しているが²⁾、それにしても、刑曹と法曹は明らかに官称名がことなっている。いづれ、南詔の六曹制については別稿にゆずり、ここには詳論しないこととするが³⁾、この六曹制も異牟尋代に至って更に改編整備されたことが推察されるのである。

この表が物語る第2の注目すべき点は、この六曹長制の官職をそれぞれ大軍將か軍將が兼任している事実である。ただし、客曹長と副だけは例外であるのが注意される。そして、六曹長の場合は10例中7例が大軍將の兼任であり、ただ2例だけが軍將である。これに対して、六曹

1) 向達はこれを李附覧であろうと考証している
(蛮書校注89, 250頁)。

2) 蛮書校注221頁, 224頁

3) 拙稿, 南詔官制六曹の史的考察(発表予定)

副官の方は、5例中の4例が皆軍将の兼任であるから、例外を除けば、大軍将が六曹長官を兼任し、軍将が六曹副官を兼任していたとみなすことが出来よう。この碑銘は清平官の者から官位順に刻銘されているが、六曹長兼任の大軍将は清平官、開南城大軍将の次から列記されているのも注目すべきところである。

次に大軍将は、蛮書の前掲史料⑫に「有事跡功劳殊尤者，得除授清平官」とあり、又、唐書南蛮伝上の前掲史料⑬にも「次補清平官」とあって、その功劳成績が秀れていると認められれば、やがて清平官にも補任されることが明記されている。今この例証を史実から拾ってみると前掲〔B表〕の南詔徳化碑の清平官在官表の例では段儉魏（忠国）と欠姓の1名の計2名があり、特に段忠国の場合は、建国期に大軍将として活躍した功で清平官に昇任されたことが野史上に記されている。ただし、この頃の大軍将は次に述べるように、異牟尋代以後の官制による「大軍将」と大分性格が違うから参考資料としてみなければならぬ。異牟尋代以後では、前掲〔第1表〕を通覧すると、異牟尋代の李鳳嵐（蛮書巻9に貞元10年大軍将と現われるが、白氏長慶集の前掲史料⑭では異牟尋の晩年に清平官に昇任している）1例だけしか見出せないが、この他に、同王代の清平官尹求寛と尹輔魯は、碑陰銘ではそれぞれ大軍将であったことが、前編の〔第2表〕から知られるのである¹⁾。

このようにみて来ると、蛮書や唐書南蛮伝上に述べられている「大軍将」と言う官職は、人員が限られていたことが注目されるとともに、内官大軍将6名は清平官と同列して日々王事を議し、あるいは外算官を兼ね、後には九爽三託の行政府長官をも兼任したばかりでなく、更には清平官にも昇任し得るものであったと言うことが明らかとなったのである。そうすると、もともとこの「大軍将」の官は名称からして武官系であり、したがって、その本務は軍務上にあったことは言うまでもないが、しかし、この南詔官制にみる「大軍将」なるもの実際上の職掌内容と職能とをみれば、多分に文官的性格のものであったことに気付くのである。このことは、南詔官制に九爽三託制度が増設されるまでは、六曹が唐の六部に当る行政官庁の機能を代行していたものとみられ、したがって、前掲蛮書の史料③④及び⑯にも述べられているようにその本来の職掌内容は文官的なものであったから、これらの「大軍将」が六曹長や副官の前歴を有するものであった点からみても、その文官的色彩を認めることが出来るであろう。換言すれば、南詔官制には、文官系と武官系の官制が一応制度上では別立てになっていたようにみられるが、その実際上においては、大部分の官職が大軍将とか軍将によって兼任されていたことが知られるのである。しかも、これらの者は、前述の如く、おそらく「酋望」又は「正酋望」の官称を有する部族長や族長出身者だったに相違ないのである。ここに、そもそも南詔官制の一大特色がうかがわれるのであり、史的考察の意義があるところであるが、これについては更に後述する。

ところで、南詔徳化碑の碑陰銘を一覧すると、大軍将が非常に多く列記されているのが注目されるのである。これを前編の〔第2表〕と〔第4表〕で見ると、大軍将は54名の多数にのぼり、軍将は26名おり、このほかに「詔親大軍将」と称するものが4名数えられるのである。そこで、ここに言う大軍将と前述した「大軍将」とどのような関連があるかを考察しなければならない。

1) 碑陰銘には「尹附魯」とあるが、これは「尹輔魯」と同1人なることを向達が指摘している(蛮

書校注91頁，249頁)。

まず第1に気付かれるのは、前述のいわゆる「大軍将」制は、閩羅鳳代前半期において未だ制定されていなかったことを物語っていることである。唐代前半期頃～すなわち南詔勃興前夜の雲南地方には、大小幾多の部族が対立割拠していたことは、唐朝の雲南経営史上からも明らかに認められるところであり¹⁾、又、南詔国の成立史上からも知られるところである。したがって、南詔国の建国期頃には、これら大小幾多の部族の大半が南詔の配下に入っており、対唐独立戦をはじめ未支配部族への征服戦に当り、これらの服属部族が南詔に従って参加し活躍していたのである。その場合、部族長級は大軍将格に、族長級は軍将格に補任されていたことが考えられるのであって、おそらく、この“大軍将”と“軍将”なる正規の称名及び格付けは、かの清平官制や六曹制の制定とともになされたものと思われるが、それ以前から、これに類する軍制上の称名があったものに相違ない。したがって、南詔徳化碑にみえる“大軍将”と前述の「大軍将」制度のいわゆる「大軍将」とは、官制上からも、その性格上からも、同じものとみなすべきではない。南詔配下に多数の部族が内包されていた事実と、建国期と言ういわば非常時の軍事体制下に、これら多数の部族が総動員されていたこととを併せ考えれば、54名の大軍将が居ったとしても大して不思議はないわけである。

ところが、閩羅鳳代後半期を通じて、南詔の国内体制が着々整備され、軍事体制も建国期の非常時体制から恒久的な体制へと切り換えられ、次の異牟尋代に至って、国内の諸制度文物を整備するに当り、6節度制の新設とともに、いわゆる「大軍将」制が設けられ、さきの“大軍将”級の中から有力者が選ばれて、ある者は清平官に、他の者は「大軍将」に任ぜられたものと思われる。そして、その次に位する“大軍将”格の者は六曹長等に任ぜられ、成績次第では将来「大軍将」へ昇任する者であったから、彼等には「員外大軍将」の官称が与えられていたのではあるまいか。いま前掲〔第1表〕を通覧してみると、たとえ史料が網羅的でないにしても、「大軍将」が数10名も表示されている王代は一つも見当たらないのであって、いわゆる「大軍将」制制定以後でみると、比較的史料に恵まれている異牟尋代に12名の「大軍将」が数えられるが、これは蛮書や唐書南蛮伝上に言う「大軍将十二人」の史実を証するものとみられる。ただし、この「大軍将」なる事例は、南詔末期頃から史料にみられなくなることは、南詔官制史上注目すべきところである²⁾。

次に、碑陰銘にみえる“詔親大軍将”とはどのようなものであるかについて考察してみると表中に現われている4例の中、2名は李姓であり、他の2名は無姓者らしき者である。このほかに、詔親大軍将李外成苜の直後には姓名・官職名ともに不明なものがおり、あるいは、これも詔親大軍将かも知れず、更に、その直後には「(上欠)軍将兼白崖城大軍将……李(下欠)」とあって、これもそうらしいが、向達はこれを詔親大軍将兼白崖城大軍将とみなし、かつ李鳳嵐に比定しているが、その数はおよそ数名位であったとみて大過ないであろう。ところで、この“詔親大軍将”なるものは、おそらく“詔親”の名称からも推察されるように、南詔王によって特別に親任された別格の大軍将ではなからうか。碑陰銘にはこれらが最後の方に列記されているから、一般の大軍将よりは地位の低いものであったことが想像され、又、部族を背景とする大酋望等の地位にとらわれず、王が親任する者を適宜に選んだものであって、その主要任

1) 拙稿、唐朝雲南経営史の研究、本研究年報10
11、13、15巻

2) 現在のところでは、大理国代の地藏寺塔龕に

1例みえるだけである(前掲史料⑩参照)。ただし、ここには「大將軍」とあって、「大軍将」と同一のものかどうかは分らない。

務は、王の身边を護衛するにあつたとみられる。その証拠には、李姓出自のものが2～3名おあって、この点が特に注目されるところであるが、この李姓の者は、当時南詔王室と密接な姻戚関係にあつた烏蛮種系独錦蛮の出自だつたことが知られるからであり¹⁾、他の放直と独磨の2名も烏蛮種系出自らしく思われるからである。

このようにみて来ると、蛮書や唐書南蛮伝に言う羽儀長に思い当るのであつて、羽儀及び羽儀長の制も異牟尋代初期頃に新設されたものであり、これは前代の詔親大軍將制を改編したものでなかつたかとみられるのである。このことは、異牟尋代以後に詔親大軍將の事例が全然見られないことから推察されることであるが（前掲〔第1表〕参照）、いま蛮書卷9の羽儀及び羽儀長の説明によれば

①羽儀亦無員数、皆清平官等子弟充之、蛮不与焉、常雲南王左右。羽儀長帳前管係之。

②羽儀長八人、如方内節度支衙官之属。清平官已下、每入見南詔、皆不得佩劍。唯羽儀長得佩劍出入臥外、雖不主公事、最為心腹親信。

と言ひ、又、唐書南蛮伝上には、「以清平官子弟為羽儀、王左右有羽儀長八人、清平官見王不得佩劍、唯羽儀長佩之為親信」とあつて、羽儀長が8人居り、特に佩劍を許されて王の身边を護衛し、公事にはたづさわらなかつたが、王の腹心として、もっとも親信する者であつたことが知られる。おそらく、蛮書卷10の貞元10年唐の冊立南詔使一行が入雲した時の記事中に、「与南詔清平官尹輔酋及親信李羅札將大馬二十匹迎、子弟羽儀六人沿路視事」とみえている親信李羅札なるものは当時の羽儀長だつたのではあるまいか。

ところで、南詔徳化碑に26名もみられる軍將は、異牟尋代の官制改編後どうなつたのであろうか。これ以後の史料には「軍將」と明記する事例がほとんど見当らないのである。前編の〔第1表〕に軍將として表示した者は数名あるが、これは大抵“賊將”“蛮賊”“大羌”“賊帥”又は“柘東副使”等と蛮書にみえるものを軍將に比定したものであつて、確証はないのである。異牟尋以後においても、もちろん武將として、あるいは軍団の幹部としての軍將に当相するものは多数存在したと思われるが、これらの正式名称がどうなつたのかはよく知り得ない。これについては、南詔の軍制や唐の府兵制に模したと思われる軍団制と、これらの指揮官名（唐書南蛮伝上に列記してある）などの成立を併せて考察しなければならない。

Ⅲ 南詔官制の成立と史的変遷

南詔国の中央官制の骨格が出来たのは、建国当初5代目の闍羅鳳によるものであつたことは南詔徳化碑によって明らかなるところであるが、それが更に改編整備されたのは次の6代王異牟尋初期の頃であつたらしい。しかし、南詔官制はその後も時代とともに変遷したことが認められるのであつて、それは10代豊祐の頃からであり、更に南詔国末期の12代降舜以後に至つて、相当の改編がなされたようにみなされ、これが南詔国の後身である大理国になると、南詔官制の基本的構成は継承しつつも、大分当時の国情に則した変容があつたことを観取することが出来るのである。したがつて、南詔の官制といえども、そこに成立と変遷がみられるのであり、その背景には、南詔国の成立—発展—衰退に伴ういろいろな史的事情があつたに相違ないのである。すでに前述の各論において、南詔官制の成立と変遷についてもしばしば論及して来たから、ここでは総括的な考察を述べるに止めたい。

1) 前編第IV節(2)項参照

まず、南詔官制の創定年代についてであるが、南詔徳化碑には一応の官制制定が認められるから、この碑の建てられた閣羅鳳の賛普鐘15年(766)(唐代宗大暦元年)以前に創定されていたことは疑いない。南詔の建国、すなわち唐の羈絆を脱して事実上1王国を形成するに至ったのは、同王の賛普鐘元年(752)(唐玄宗天宝11年)のことであるから、この15年の間、すなわち、閣羅鳳在位(748~779の32年間)の前半期に当るわけである。果して、この間の何時頃に創定したものかは明らかにし得ない。と言うのは、丁度この時期が唐と南詔の没交渉時代に当り、又、唐では安史の大乱期であった関係上、中国史書における南詔史の欠史時代に当たっているからで、この頃の南詔国内の動向を伝える唯一の史料は、南詔徳化碑以外にはないのである。この碑文は賛普鐘14年までのことを述べているが、碑文後半の、閣羅鳳が建国以来着々国内整備事業を推進して来たことを謳歌した文中に、「然後、修文習武、官設百司、列尊叙卑、位分九等、云々」とあるが、官制の制定年代を語る直接的な記事は見当たらない。碑文は前半が大体紀年体風に書かれており、これを通覧すると、清平官の名称は賛普鐘5年条から初見し、大軍将・軍将・大酋望の名称はそれ以前に散見している。南詔は建国後も依然として唐と緊張関係にあり、金沙江をはさんで南北相對し、局地的な闘争が繰り返れていたらしいから、建国後の数年間は国内体制の整備事業を本格化する余裕がなかったとみられるが、同4年(天宝14年)から唐に安史の大乱が勃発し、唐朝は雲南経営を顧みる余裕がなくなったことなどを考え併せると、おそらく、官制の創定は同5年以後のことであったと推定されるのである。

この頃創定されたとみられる南詔の官制は、どのような組織と内容のものであったかについては、幸いに同碑陰銘によって、その大要を知ることが出来るのであって、この詳細についてはすでに述べたところであり、前編の〔第2表〕と〔第4表〕を通覧すればその概要を知ることが出来る。要するに、創定当初には、清平官と六曹制及び大惣管等、行政組織上の骨格が作られたものらしく、軍制上では大軍将と軍将の制、その他詔親大軍将等、当時王国の発足に当って必要最少限度のものが置かれたとみなされる。大酋望の称例は碑文中に1回だけ見えるが碑陰銘の官職名には酋望系の官名はみとめられないから、部族長への慣用的称名としての“大酋望”はあったとしても、酋望、正酋望、員外酋望と言う官名は異牟尋代の制定になるものであろう。そして、この南詔官制の創定に当っては、南詔の国情に即して、南詔固有の慣習法的なものを生かしつつ、しかも、当時の文化国家たる唐の官制にならい、1王国たるの形式を整えようとしたものと思われる。この当時の南詔国内には、少なからず唐の降人がおったらしいから、彼の鄭回等をはじめとして、何人かの漢人がこの創定に参画したに相違ない。又この頃南詔は吐蕃に臣服していた関係上、この南詔官制上に吐蕃の制度の影響があったことも一応は考えられるところである。向達は碑陰銘に見える大虫皮衣や各種告身制は吐蕃の制度に通じるものであることを指摘しているが¹⁾、この他の具体的な面については、今後の研究に俟たねばならない。ここでもっとも重要な課題は、この官制創定以前における南詔固有の行政制度・軍制及び部族支配機構ならびに慣習法的なものの実体についてである。これを知るためには、南詔国の成立史上からの考察が必要であり、南詔国が継承し、南詔国以前に大理盆地に形成されていた白蛮種系の張氏白子国について知らなければならない。私見では、南詔固有のものとは言っても、そこには、彼等烏蛮種系の固有文化とともに、多分に白子国から継承したとみられる白蛮種系の固有文化—これを著者は“古代大理文化”と呼ぶのであるが—が取り入れられ

1) 蛮書校注 224頁

ていたに相違ないと思われるのである。したがって、南詔官制の創定当時、南詔国内における白蛮種系部族の地位と発言力がどの程度のものであったかと言うことと、南詔王権の強さと王室の支配的地位、及び当時の烏蛮種系部族の文化程度等が考慮に入れられなければならない。これはここには詳しくふれ得ない大きな課題であるが、これまでみて来たところを概観した結果では、闍羅鳳代はもっとも王権の強かった時であり、彼は出来るだけ烏蛮種系部族（前述の李姓独錦蛮等）を活用せんとしていた形跡が認められるから、大勢的には、文化的にも部族数上からも、白蛮種系の実力が優勢であったとしても、出来るだけこれらを抑えて、いわゆる南詔固有の文化を形成せんと努めたことがうかがわれるのである。

このようにして出来た官制に、更に大規模の改編増補を加え、名実ともに1王国としての官制や諸制度を整備したのは次王の異牟尋であった。蛮書に述べられている南詔官制や諸制度の内容は、おそらく、この改編されたものを伝えているものと考えられるが¹⁾、この官制記事内容は南詔徳化碑のものとも大分相違しており、この内容の大意は唐書南蛮伝上の官制概説記事にも取り入れられているが、しかし、唐書にみえる南詔後半期の増補的な官制部分については、全くふれるところがないからである。異牟尋は建国後28年目で即位したが、先代闍羅鳳が遂に唐朝の支配下から脱出し、吐蕃勢力を背景としつつ、着々王国形成の基礎を築いた後を承けて、内にあっては、国力の充実をはかるとともに諸制度文物を整備し、外にあっては、吐蕃への臣服関係を断ち切って再び唐と盟約を結び、漢人鄭回等を重用し、自からも大いに唐文化を学んで、名実共に南詔国を確立せしめた名君であった。したがって、この王の時に南詔官制の改編整備の必要があったことは、当時における南詔国の史的動向と背景から洞察した場合、誰しも当然うなずかれるところである。

しからば、それは異牟尋代（在位779～808の30年間）の何時頃だったであろうか。蛮書巻5の前掲史料⑭をみると、貞元10年（794）以前に節度制の制定が知られ、又、同書巻10の中の同年唐の南詔冊立使入雲記事中にも「同倫判官趙伽寛」や「雲南節度蒙魯物」及び「大軍將兼戸曹長王各苴」等の「大軍將」、更には「羽儀」等の官名がみられるから、すでに貞元10年頃までには官制の改編整備がなされていたとみなされる。他方、異牟尋は即位直後（大歴14年）吐蕃の求めにより、蜀への大規模な入寇を敢行して大敗を喫したのを契機に、吐蕃と相入れずして、やがて貞元3年頃には再帰唐を密かに決意するに至ったが²⁾、この頃かねて本格的に修築していた陽苴畔城に遷居し³⁾、これ以後国内体制の整備と国力の充実に力を注いだことが知られるから、おそらく貞元5年（789）の前後頃のことと推定しても、それ程史実からかけ離れることはあるまいと思う。

この時行われた官制の改編整備は、先代に創定された制度を基幹として、これを増補完備すると共に、新設附加したものも多かったことがうかがわれる。すなわち、清平官の他に内算官・外算官・同倫判官等の文官を新設し、六曹制を改編整備して文官系官制の体裁を整えるとともに、行政運営面の充実をはかり、いわば畿内における六賧（6州）制や節度制新設による国内統治制度、及び均田制に模した一種の田制と国民皆兵制に基づく軍団制の実施、軍制の整備等によって、従来の部族連合的な国家体制一部族制的地方統治と部族長等が大酋望と大軍將の地

1) 向達は蛮書の官制等は袁滋の「雲南記」によったものであろうとみている（蛮書校注224頁）。
2) 旧唐書南詔蛮伝、唐書南蛮伝上、通鑑巻226、

3) 拙稿「南詔国の都城について」参照（近く発表予定）

位を兼任し、事実上彼等がそれぞれの部族に対する行政権と軍事権を掌握していた一から中央集権的国家体制へ、換言すれば、専制的王国の形成へと言う大転換期に当り、ここに酋望系と大軍将系の官制整備の必要に迫られたのであって、酋望系の官号は部族長等に名を与えて実権を奪い取る為のものであったとみられ、新制の「大軍将」系官職は多分に文官的職能を有するものとして、改めて部族長等から有能な人材を選んで任命したものに相違ない。羽儀制の設置も王権の伸長強化、宮廷の整備と関連したものであろう。元の李京の雲南志略総序に

①9 異牟尋立、是為孝桓王。改元建竜、制清平官以下十司、給服祿、徙都直畔城、封點蒼山為中岳¹⁾。

とあるのは、かような異牟尋の国内体制の整備強化事業を述べているものと思われる。

したがって、異牟尋代に行われた南詔官制の大改編と整備、及びその官制組織と内容を知るためには、異牟尋代前半期頃の国内整備事業とこれに伴う一専制王国の確立と言う当時の史的背景を洞察することが要請されるわけである。要するに、異牟尋代に整備された南詔官制は形式面からみた場合、そこに唐制の影響が強く認められ、文官優位の基本理念に立脚して改編増補された点は明らかであるが、しかし、この運用には、多数の文官的教養者の存在を前提とするものであり²⁾、かつ、当時なお部族勢力の残存する同国にあっては、酋望系の官の如き固有の官制設置を必要としたのであって、事実上は、武人的部族長達から高官を登用せざるを得なかったから、大軍将系官にも文官的職能を期待しなければならなかったのである。だから、この官制を内容面から、すなわち実際上の運用面からみた場合は、そこに、多分に南詔国固有の制度と特色がみられるのである。

ところで、この頃一応整備された南詔官制は、その後幾度か変遷を重ねたことがうかがわれる。唐書南蛮伝上にみえる「九爽三託」の制や「爽酋」以下「陀酋」「陀西」の官などは蛮書に見当たらないものであって、おそらく、異牟尋以後に附加した官制や官名に相違ない。蛮書巻9の前掲史料④の続文として、「近年己来、南蛮更添職名不少」とあるのは、この間の事情を物語るものと思われるが、この「近年」については牧野氏が詳細に考察を加え、これを10代豊祐末年から11代世隆初年（唐宣宗大中末期から懿宗咸通、860年前後頃）頃に比定しているが、この考察は一応妥当な見解とみられるけれども、ここに言う「近年」をそれ程厳密に受け取らず、もっと広義に解する方がむしろ史実に合致するのではないかと思われる。

と言うのは、彼の異牟尋が専制王国の基礎確立に尽力し、折角築いた南詔王国も、まもなく彼の死後、王嵯巔を代表とする白蛮種系王氏の抬頭によって、8代王勸竜盛が殺されて王権がゆるぎ出し、続いて、白蛮種系の段氏・趙氏が王氏の対抗者として登場して来るが、10代豊祐の時から南詔国の変質的傾向は明らかにみとめられるのであって、太和3年（829）豊祐が王嵯巔を遣わして大挙成都に入寇し、子女工技数万を掠し去った事件（唐書南蛮伝中、通鑑244）、同6年南詔が驃国の民3千人を掠取して拓東地方に強制移住させた事件（唐書南蛮伝下）を始めとして、豊祐が中国を慕って父の名を連ねることを嫌ったと言う事（同書同伝中）、竜王段赤城の伝説や世隆に関する竜精感性説話及び画竜説話など、一連の竜に関する附会伝承が語られていることなどは（野史上）、みな南詔国の消長に伴う国内体制の変質を示唆するもので

1) 野史上、異牟尋条にも諸制度を整備した記事が多くみられる。

2) 異牟尋が再帰唐後南詔の子弟多数を成都に遊

学せしめ、漢文化の摂取に極めて熱心だったことが想起される（通鑑巻249）。

ある。

今前掲の〔第1表〕を通覧すると、豊祐代頃から南詔官制の変遷が認められ、それ以後この傾向が次第に著しかったことが観取されるのである。すなわち、坦綽が豊祐代から現われ、布燮は降舜代以後次第に普遍化して大理国に至り、督爽・忍爽は南詔末の舜化からみられ、陀魯・陀西はその前代の降舜からみえて来るなど、たとえこの表が資料的に不完全なものであってもこの官制変遷の動向について、たしかにその大勢を示唆していることが認められよう。そこで蛮書にはみえていないが、唐書南蛮伝上に列記してある九爽三託制や大中下小各府の軍団制（唐の府兵制に模したとみられる軍団組織）と陀魯・陀西の制等が何時頃に出来たものかについても、前述の諸点との関連において注目されて来るのである。今のところ、これらの改編増補が何年頃に行われたかを明らかにする史料は見当たらないが、これらの官名には、白蛮語系のものらしいところが見受けられるのが注目されるし、又、九爽三託制の制定は六曹制の改廃と関連するものであって、これは南詔国内の行政事務が複雑多岐に亘って来た結果であり、換言すれば、南詔国内の社会経済体制の一層の発展を物語るものであろう。あるいは又、もし、唐の府兵制に類したようなものが制定されたとすれば、これと田制との関連において考える必要もあらうと思う。蛮書巻9には

⑩上官授与四十雙，漢二頃也。上戸三十雙，漢一頃五十畝。中戸下戸各有差降。

とあって¹⁾、唐の均田制に模したらしい一種の給田制が述べられているが、これは税制との関連も考察してみなければならない問題であって、別稿にゆずるほかはない。あるいは、田制と兵制及び税制などの諸制度は豊祐代において、更に改編整備され、これと関連して、更に豊祐・世隆に亘る間に九爽三託制の登場と言う行政制度上における一大改革が行われたのかも知れない。

これを要するに、10代豊祐以後に認められる南詔官制上の一連の変遷は、烏蛮系の南詔国が次第に白蛮化する史的動向と相符合するものであって、ここにおいて、はじめて南詔官制の史的考察の意義と重要性が理解されて来るのである。南詔官制の史的変遷を考察するに当っては王権の衰退のみならず、国内における節度使等藩鎮の跋扈、特に白蛮勢力の抬頭と南詔文化の白蛮化、社会経済面の進展による封建化への傾斜、国外における唐・吐蕃等の圧力の減退と侵略戦争の続行など、幾多の重要な史的動向との関連において検討されねばならないと思われる。大理国の官制に対する研究は、このような観点に立ってみた場合、南詔官制の研究と同様の意義と重要性が認められるものであることは言うまでもないと思われる。

1) 唐書南蛮伝上にも「凡田五畝曰雙，上官授田四十雙，上戸三十雙，以是而差。」とみえている。